

令和 6 年（2024年） 9 月 13 日（金曜日）

第 2 号

令和6年第3回北海道議会定例会会議録

第2号

令和6年（2024年）9月13日（金曜日）

議事日程 第2号

9月13日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1

号ないし報告第6号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（99人）

議長 100番 富原 亮 君

副議長 81番 稲村 久男 君

1番 山崎 真由美 君

2番 石川 さわ子 君

3番 小林 千代美 君

4番 清水 敬弘 君

5番 板谷 よしひさ 君

6番 今津 寛史 君

7番 木下 雅之 君

8番 黒田 栄継 君

9番 小林 雄志 君

10番 高田 真次 君

11番 武市 尚子 君

12番 千葉 真裕 君

13番 角田 一 君

14番 鶴羽 芳代子 君

15番 戸田 安彦 君

16番 早坂 貴敏 君

17番 藤井 辰吉 君

18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君

20番 和田 敬太 君

21番 鈴木 仁志 君

22番 田中 勝一 君

23番 鶴間 秀典 君

24番 海野 真樹 君

25番 丸山 はるみ 君

26番 中村 守 君

27番 寺島 信寿 君

28番 水口 典一 君

29番 川澄 宗之介 君

30番 木葉 淳 君

31番 小泉 真志 君

32番 鈴木 一磨 君

33番 武田 浩光 君

34番 渕上 綾子 君

35番 宮崎 アカネ 君

36番 山根 まさひろ 君

37番 植村 真美 君

38番 佐々木 大介 君

39番 滝口 直人 君

40番 林 祐作 君

41番 檜垣 尚子 君

42番 宮下 准一 君

43番 村田 光成 君

44番 渡邊 靖司 君

45番 浅野 貴博 君

46番 安住 太伸 君

47番 内田 尊之 君

48番 大越 農子 君

49番 太田憲之君
51番 桐木茂雄君
52番 久保秋雄太君
53番 佐藤禎洋君
54番 清水拓也君
55番 千葉英也君
56番 道見泰憲君
57番 船橋賢二君
58番 丸岩浩二君
59番 笠井龍司君
60番 中野秀敏君
61番 池端英昭君
62番 菅原和忠君
63番 中川浩利君
64番 畠山みのり君
65番 沖田清志君
66番 笹田浩君
67番 白川祥二君
68番 新沼透君
69番 阿知良寛美君
70番 田中英樹君
71番 中野渡志穂君
72番 真下紀子君
73番 荒当聖吾君
74番 森成之君
75番 赤根広介君
76番 佐藤伸弥君
77番 池本柳次君
78番 滝口信喜君
79番 松山丈史君
80番 市橋修治君
82番 梶谷大志君
83番 北口雄幸君
84番 広田まゆみ君
85番 高橋亨君

86番 平出陽子君
87番 花崎勝君
88番 三好雅君
89番 村木中君
90番 吉田祐樹君
91番 田中芳憲君
92番 松浦宗信君
93番 中司哲雄君
94番 藤沢澄雄君
95番 村田憲俊君
96番 吉田正人君
97番 喜多龍一君
98番 伊藤条一君
99番 高橋文明君

欠 員（1人）

50番

出席説明員

知 事
副 知 事
同
同
公営企業管理者
病院事業管理者
総 務 部 長
兼北方領土対策
本 部 長
総 務 部 職 員 監
総務部危機管理監
総 務 部
イノベーション
推 進 監
総 合 政 策 部 長
兼地域振興監
総 合 政 策 部
グローバル戦略
推 進 監

鈴木直道君
浦本元人君
濱坂真一君
三橋剛君
天沼宇雄君
鈴木信寛君
山本倫彦君
飯田滋君
木村敏康君
天野紀幸君
北村英則君
工藤公仁君

総合政策部 次世代社会戦略監	大矢邦博君	教育部長 兼教育職員監	菅原裕之君
総合政策部 交通企画監	宇野稔弘君	学校教育監	山本純史君
環境生活部長	加納孝之君	総務課長	岡内誠君
環境生活部 アイヌ政策監	薬袋浩之君	選挙管理委員会 事務局 会長	近藤史郎君
保健福祉部長 兼感染症対策監	古岡昇君	人事委員会 事務局 会長	仲野克彦君
保健福祉部 子ども応援社会 推進 監	野澤めぐみ君	警察本部長	伊藤泰充君
経済部長	水口伸生君	総務部長	菊地健司君
経済部観光振興監	小田桐俊宏君	生活安全部長	久田悟君
経済部食産業振興監	山田哲史君	刑事部長	清水美海君
経済部 ゼロカーボン推進監	田中仁君	総務部参事官 兼総務課長	佐々木博信君
農政部長	水戸部裕君	労働委員会 事務局 会長	田辺きよみ君
農政部 食の安全・みどりの 農業推進監	山口和海君	監査委員事務局 局長	槇信彦君
水産林務部長	岡嶋秀典君	収用委員会 事務局 会長	小林啓司君
水産林務部 森と海の未来づくり 推進 監	生田泰君	議会事務局職員出席者	
建設部長	白石俊哉君	事務局 長	谷内浩史君
建設部建築企画監	大野雄一君	議事課 長	富永誠君
会計管理者 兼出納局長	辻井宏文君	議事課長補佐	加藤隆行君
企業局長	松田尚子君	議事係 長	古賀勝明君
道立病院部長	岡本收司君	議事課 主任	成田将幸君
財政局 長	藤原啓裕君	同	伊藤僚君
財政課 長	神長賢人君		
教育委員会教育長	中島俊明君		

午前10時1分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔富永議事課長朗読〕

1. 人事委員会委員長から、議案第4号、第9号及び第10号について意見書の提出がありました。

（上の条例案に対する意見は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 本日の会議録署名議員は、

佐 藤 伸 弥 議員

池 本 柳 次 議員

滝 口 信 喜 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第6号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第6号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

安住太伸君。

○46番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、私は、自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題などについて、順次質問をしてまいります。

初めに、道政上の諸課題に関し、次期創生総合戦略についてです。

国が7月に公表した住民基本台帳に基づく今年1月時点での人口動態を見ると、外国人を除く道内人口が、前年に比べ約5万6000人減のおよそ503万人となり、500万人の大台を割り込む瀬戸際にあることが明らかとなりました。今後も人口の減少傾向は避けられないと言われており、こうした状況をどのように反転させていくのか、その戦略が問われます。

鍵を握るのは、東京一極集中の是正、さきの定例会でも指摘したとおり、本道の人口減少問題を道内における自然減対策だけで解決することは、この間の取組結果を見ても極めて困難です。進学や就職などを機に、東京などに流出する傾向を抜本的に転換させるべく、東京一極集中の是正に国を挙げて取り組んでいかねばなりません。

この点、道では、東京一極集中といった共通の課題を抱えている道外府県と連携し、知事会による提言を行うなど、国による政策手段の重点投入を求めています。一方で、道としても、独自の対策強化は、当然、欠かすことができず、その方策の柱の一つになるのが本社機能の地方移転だと考えます。

ところが、現行の道産業振興条例に基づく支援制度では、その補助率は投資額の10%、限度額は僅か1億円にとどまっており、大手企業の本格的な本社移転に対するインセンティブとしては

極めて不十分と言わざるを得ません。

すなわち、こうした支援策の大幅強化に向けた予算措置を含め、国による抜本的な対策が、いずれにせよ必要不可欠となってくるわけでありまして、さて、知事は、次期創生総合戦略策定に当たり、本道からの人口流出を反転させるため、どのような東京一極集中是正対策が必要と考えており、その中で、国が果たす役割をどのように認識し、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、子ども施策についてです。

第2回定例会における我が会派の代表格質問に対し、知事からは、新たな子ども基本条例の制定と北海道子ども計画の策定に向けて早急に検討を行う旨の答弁があり、さきの委員会にそれぞれの骨子案が示されました。

条例の骨子案には、法の規定に加え、道独自に保護者や学校関係者、子ども支援団体等の責務を定めることや、基本的施策として、子どもの社会参加や子どもの居場所づくり等を盛り込むとしています。どのような考え方で規定することとしているのか、伺います。

また、子ども計画の骨子案には、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」など、関連する三つの計画をまとめ、六つの基本方針の下、主な取組の方向性が示されています。ただ、これまでの取組を網羅的にまとめただけでは、実効性が伴うものとなるのか、疑問を持たざるを得ません。

全ての道民が共感を持ってこぞって応援したくなるような、北海道らしい子ども施策を全庁一丸となってつくり上げていくことが必須です。

さきの定例会では、知事から、これまでの取組について点検評価を行うとともに、こども施策審議会から意見を伺うなどして検証するとの答弁がありました。どのような検証や議論が行われてきたのか、また、何より、当事者である子どもや若者をはじめ、道民の意見をどのように反映して具体的な計画内容を策定するのか、併せて所見を伺います。

次に、次世代半導体複合拠点形成に関し、まず、知事のアメリカ合衆国訪問についてです。

知事は、8月19日から23日まで、道内の関係者とともにアメリカ合衆国を訪れ、ニューヨーク州の半導体関連施設等を視察するとともに、地元の行政機関等も訪問し、製造、研究、人材育成等が一体化した本道での複合拠点形成に向けた取組をアピール、加えて、ニューヨーク州政府関係機関と道との間で協力強化に関する覚書も締結したと聞いています。

また、GX金融・資産運用特区の決定や半導体・デジタル関連産業集積の動きを踏まえ、世界的な金融センターであるニューヨークの投資関係者や州政府の要人とも面談されたとのことであり、今回の訪問が、次世代半導体複合拠点形成やGX関連投資の促進を、本道の産学官が一体となり、国家戦略として推進していることを国内外に強くアピールするきっかけになったものと考えます。

知事は、このたびのアメリカ合衆国訪問を通じて得られた成果をどのように認識しており、今後の半導体複合拠点形成やGX投資の呼び込みにどうつなげていく考えなのか、伺います。

次に、工業用水についてです。

次世代半導体の生産等を目指すラピダス社の製造拠点整備が、現在、急ピッチで進められています。道は、この製造拠点に工業用水を供給するため、新たな管路布設工事等に取り組んでいると聞いています。

こうした中、ラピダス社からの要請を受け、道が給水を予定している工業用水の水質調査を行った結果、半導体工場などで使用されることも多いと言われる有機フッ素化合物、いわゆるPFASが検出され、国の飲用水向け暫定目標値を上回っていることが確認されました。

道によれば、PFASに関しては、工業用水として使用する場合の水質基準等が定められていないため、現状でそのまま工業用水として使用することに特段問題はないとのことですが、下流域では浄水として利用されている旨、周知のとおりでありまして、ラピダス社が工業用水として使用した後に適正に下水処理される予定とはいえ、その取扱いを不安視する住民の御心配もまたごもっともであります。

道は、今回確認されたPFASを誰がどのように処理することによって道民の不安を払拭していくことが適切と考えているのか、道が供給する工業用水の水質に関する知事の認識も含め、見解を伺います。

次に、GX金融・資産運用特区についてです。

今年6月、本道と札幌市は、金融・資産運用特区と国家戦略特別区域に指定されました。これを受け、道は、提案に盛り込んでいた地方税の優遇策について、民間有識者による検討懇談会を札幌市と共同で開催、具体的な税制優遇の検討を進め、9月の委員会にて、その基本的な考え方を明らかにしました。

この中で、道税については、GX投資に係る不動産取得税を全額控除するほか、法人事業税、法人道民税についても、最大10年間にわたり全額控除するといった案などを検討するとしており、具体的な制度については、既存の税制優遇を最大限活用しつつ、それによってカバーし切れない部分について優遇することを基本としています。

しかしながら、それら制度の組合せによって、全道域で再生可能エネルギーのポテンシャルを引き出すことが求められているにもかかわらず、税制優遇の対象事業者には道内企業も含まれることから、道内自治体間での誘致競争が過熱し、固定資産税の優遇が見込まれる札幌市をはじめ、道央圏の自治体に、結果的に、GX関連投資が集中することも懸念されます。

こうした事態を招くことなく、全道各地でGX関連産業の投資が活発化するよう制度内容に工夫を凝らす必要があり、道内の各自治体の皆さんと十分に協議を行い、丁寧に対応していく必要があるのではないのでしょうか。一方で、他の地域との競争を考慮すれば、スピード感を持った検討が急がれます。

申し上げた懸念を踏まえ、道は、今後どのように対応する考えなのか、見解を伺います。

次に、食の輸出拡大戦略についてです。

福島第一原子力発電所からの処理水放出に中国が強く反発し、我が国からの水産物輸入を全面

禁止して以来、約1年が経過しました。この間、我が国から中国に輸出される水産物の中で大きなウエートを占める道産水産物、特に本道特産のホタテは甚大な影響を被り、一時、数量、輸出額ともに大幅な減少となりました。

こうした事態を受け、漁業及び水産加工関係者の皆様は、道や国の支援策も活用しながら、新たな海外販路開拓や国内需要喚起に取り組んできたところです。この間の関係者の皆様の懸命の御努力や国民各層の幅広い応援消費の盛り上がりなどもあり、最近では、市況が急速に回復し、量的にも金額的にも処理水放出前の水準を回復しつつあるとの報道が見られるようになりました。

一方で、道では、今年度から始まる第3期食の輸出拡大戦略を策定するに当たり、中国の輸入停止の影響等を考慮し、目標とする道産食品の輸出水準設定を見送っています。

知事は、第1回定例会における我が会派の代表質問に対し、業界の動向や輸出実績等を注視し、新たな目標水準の早期設定に向けて検討を深める旨、答弁しています。

先ほど申し上げたホタテをめぐる最近の動向等を踏まえれば、道としての新たな目標水準を速やかに設定し、道産食品の輸出拡大に取り組む姿勢を明らかにする時期に来ていると考えます。知事の見解を伺います。

次に、観光振興を目的とした新税、いわゆる宿泊税についてです。

道は、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々への交付金の見直しや、税収を充当する施策の検討に向けた新たな仕組みの構築などに関する考え方を整理し、先日の委員会に、新税の考え方の更新版として報告するとともに、新税の条例素案についても併せて報告を行いました。

今回の報告内容は、さきの定例会での宿泊税に関する議論などを踏まえたものであり、一定程度評価いたします。ただ、その検討過程で、知事が、直接、事業者の方々などに新税について説明し、意見を伺う機会はほとんどなかったとのことでした。

さきの定例会予算特別委員会における総括質疑の中で、我が会派の同僚議員の質問に対し、知事は、直接、御自身の考えを話すことが重要との認識を示し、意見交換の場を設ける考えを示していただけに、知事が、直接、道民や宿泊事業者の方々などに向き合う機会をもっと早く設定すべきであったと考えています。

さきの定例会でも指摘したとおり、税を新たに御負担いただくことになる多くの道民の方々や、独自の新税を検討している市町村、さらには現場で御苦労いただくことになる宿泊事業者の皆様にご理解いただくことは、宿泊税導入の大前提です。その点を踏まえ、道としては、将来の本道観光ビジョンを明確に示しつつ、宿泊税導入の必要性や受益と負担の関係、税収の使途等につき、丁寧に説明を尽くす必要があると考えます。

今後どのように対応する考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、北海道総合教育大綱の改定についてです。

道は、8月5日に開催した北海道総合教育会議に北海道総合教育大綱の改定骨子案を示し、改

定に向けた議論を進めています。今回の改定では、国が定めたことも大綱や教育振興基本計画の要素を反映することが主な狙いとのことですが、その一環として基本理念までもが大幅に書き換えられている点には首をかしげざるを得ません。

現行の大綱では、基本理念として、北海道が持続的に発展していくため、前例にとらわれない新たな発想や行動力を持つ人材が求められていること、グローバル化、情報化の進展に伴い、多様な国籍を持つ方々との協働や、A Iをはじめとする情報通信技術などの活用といった将来展望も語られており、こうした変化を踏まえ、将来を担う子どもたちの可能性を引き出す教育推進の必要性が盛り込まれておりましたが、道が示したこのたびの骨子案には、こうした考え方は記載されておりません。

国では、外国人材の受入れに向けた法整備が進められ、外国人との共生を積極的に進めていこうとしているほか、最近の生成A Iをはじめとする急速な人工知能の開発普及が世界規模で進んでいる中、そうした情報技術の急速な進展への対応が大きな課題となっています。こうした時代背景を考えれば、グローバル化や、A Iをはじめとする情報技術の発展に対応できる人材の育成は、まさに時宜を得た視点であり、次期教育大綱の基本理念として極めて重要なものと考えます。

道は、子ども政策といった国の最近の政策動向に歩調を合わせるばかりでなく、本道にとって、どのような理念を持って教育政策を推進することが必要なのか、原点に立ち返って、現行の総合教育大綱の改定を検討すべきと考えます。知事の見解を伺います。

次に、北海道立総合研究機構、いわゆる道総研の次期中期目標についてです。

道では、来年度から始まる道総研の第4期中期計画を見据え、第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果を明らかにしています。この中で、道は、全体としておおむね良好との評価を与えていますが、具体的な評価項目を見ると、技術相談や技術指導の実施、依頼試験、設備使用の申込み件数などがいずれも目標を下回る状況が前期から続いており、改善する傾向が見られません。また、研究本部ごとの取組状況も示されておりません。

道総研は、試験研究や技術開発はもとより、その高度な機能や知見、豊富な人材、民間にはない検査機器などを生かし、道民生活の向上や道内産業の振興に寄与することを目的として設立された、道民のための、道立の総合的な試験研究機関です。

このような設立目的を踏まえた場合、道総研が道内の産業活動等に実践的に貢献しているのか、確認するため、技術指導等の目標に注目し、より積極的な目標を示して、機構にその達成を求めていく必要があると考えます。

道内では、次世代半導体の生産を目指す動きや、大型データセンターの立地が相次ぐなど、本道のものづくり産業などにとり、これまでにないビジネスチャンスが訪れようとしています。

また、最近の世界的な気候変動や、国際的、地政学的リスクが意識されるにつれ、食料の安定供給に対するニーズがこれまで以上に強まり、食料生産の一大拠点である本道への期待はますます高まるものと見込まれます。

すなわち、こうした社会経済情勢の変化を的確に捉え、技術開発や技術支援等を通じて本道産業の発展や道民生活の向上に結びつけていく道総研の役割は、これまで以上に大きくなると思います。道が、道総研の次期中期目標を設定するに当たっては、技術指導といった産業や道民生活に結びつく事業展開に重点を置き、従来以上に意欲的な目標を研究本部ごとに示していく必要があると考えます。見解を伺います。

次に、札医大の次期中期目標等についてです。

道では、来年度からスタートする札医大の新たな中期計画に向けた中期目標の検討を進めていると聞いています。

現行の中期目標でも掲げているとおり、札医大には、地域医療への貢献等を掲げる建学の精神を踏まえ、地域医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人材を育成するとともに、地域の公的医療機関等への医師派遣機能を果たすことが求められます。

このため、次期中期計画に向けた道の中期目標素案では、専攻医の確保数を新たな指標として掲げています。専攻医については、受験の際、卒後2年間の初期臨床研修終了後7年間、札医大や道内医療機関で医療に従事することについて確約書の提出を条件にする受験枠を設け、確保を図っているとのことですが、その確約書に法的な拘束力はなく、卒業後、道外に就職先を求めるなど、確約書の内容に沿わない進路を選択する学生が少なくないとも聞き及びます。

道は、札医大に中期目標を示すに当たり、専攻医確保数が受験段階の合格者数にとどまらず、確約書の期間中も確実に専攻医数を確保できる対策を検討するよう求めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、防災対策についてです。

8月22日にマリアナ諸島周辺で発生した台風10号は、発達しながら九州に近づき、今月1日に東海沖で熱帯低気圧になるまで、長期にわたり、西日本から東日本の広範な地域に甚大な被害を及ぼしました。

このたびの強大な台風による暴風雨や土砂崩れなどで亡くなられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、大きな被害を被った地域の日も早い復旧、復興を願わずにはおられません。

今回の台風は、日本に接近してから発達を続け、強大化したばかりでなく、移動速度が極端に遅く、長期にわたって日本周辺で迷走したことや、台風の中心から1000キロメートル以上離れた東海地方や関東地方で、連日、線状降水帯が発生し、豪雨災害が非常に広い地域に及んだことが特徴です。

専門家の間では、近年の地球温暖化の影響で、亜熱帯に位置づけられてもおかしくない地域が日本で広がっている可能性があるという指摘する声もあり、本道でも、豪雨・豪雪災害が毎年のように生じる可能性が高く、従来の防災対策をソフト、ハードの両面から徹底的に見直していく必要があると考えます。

道では、このたびの台風10号による災害をどのように受け止め、道民生活や道内での社会経済

活動を豪雨災害などから守っていくため、今後どう対応していく考えなのか、伺います。

次に、交通政策に関し、ＪＲ北海道の維持困難線区、いわゆる黄線区について伺います。

本年3月に国から発出された監督命令では、ＪＲと地域の関係者が黄線区ごとの特性に留意して利用促進やコスト削減の取組を行うとともに、基本指標となる収支、輸送密度に加え、観光利用収入等の線区の特性に応じた目標を設定し、毎年度、取組の結果や目標の達成度合いを検証することとされています。

このたび、黄線区の8線区全てにおいて、目標の設定や目標に向けた具体的取組が盛り込まれた実行計画が策定されたとのことですが、国の監督命令で示された抜本的改善方策の取りまとめ期限が令和8年度末となっており、今後は、この計画に基づき、ＪＲと地域の関係者が一体となった取組を一層進め、目に見える成果を出していくことが求められます。

先日、ＪＲの経営改善の取組に係る第1四半期の報告書が公表され、全体としては、設定された目標等がおおむね達成されており、鉄道の利用状況も、快速エアポートなど札幌圏を中心に好調に推移しています。こうした鉄道利用需要の高まりを黄線区にも波及させ、本道の鉄道全体の利用促進に結びつけていくことが重要です。

今定例会の補正予算案では、黄線区の沿線協議会等が主体となって行う利用促進等の実証事業の取組を支援するＪＲ単独維持困難線区支援事業費補助金が提案されています。

道は、年度の後半に向けて、冬場の観光路線の利用や閑散期となる路線の対応など、しっかりと地域の取組を支援していくことはもとより、全道的な視点で鉄道利用が促進されるよう取り組んでいく必要があると考えます。黄線区における実行計画の着実な実施や、その先の抜本的改善方策の取りまとめが黄線区の問題に矮小化されることがあってはならず、本道の鉄道全体の利用促進やＪＲ北海道の抜本的な経営改善に結びつけていく必要性があります。

道は、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

なお、ＪＲ貨物についてですが、9月10日に、ＪＲ貨物から、車両検査に関する不正行為について発表があり、その影響で、一昨日、全国で全ての貨物列車の運転を一時取りやめる事態となりました。

収穫期を迎え、道産農産物の本州方面への輸送や道民生活に不可欠な物資輸送にも支障が出るのではないかと懸念する声を耳にいたします。道としてどのように対応する考えなのか、併せて伺います。

次に、ヒグマ対策についてです。

道では、ヒグマによる人身事故や人里への出没多発など、人とヒグマのあつれきがかつてないほど高まっていることを踏まえ、昨年の第3回定例会における我が会派からの質問に対し、ヒグマ管理の方向性を示すヒグマ管理計画の充実に向けた見直しを行うことを表明し、さきの委員会において、その素案が示されたところです。この中には、ゾーニング管理の推進や、個体数管理の導入、捕獲従事者等の育成確保など、いずれも重要な施策が盛り込まれています。

また、昨年、北海道東北地方知事会が国に対して行った熊対策への支援に関する緊急要望を受

け、国では、本年4月に熊類を指定管理鳥獣に指定するとともに、このたび、地方の取組を支援する交付金を創設いたしました。道においても、この交付金を活用し、ヒグマ対策を加速することとして、本定例会に補正予算が提案されているところです。

本年度、道は、ヒグマ出没に対する地域の対応力を強化するため、本庁と振興局の担当職員の拡充などを図ってきたところですが、今後は、さらに地域においてヒグマ対策を推進していく体制の強化を図り、施策をより実効性のあるものとしていくことが重要であると考えます。

人とヒグマのあつれきを低減していくため、ヒグマ管理計画の改正も見据え、今回の補正予算を活用し、実効性のあるヒグマ対策を今後どう進めていくのか、知事の見解を伺います。

次に、アイヌ政策の推進についてです。

アイヌの方々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すため、いわゆるアイヌ施策推進法が令和元年に施行され、本年5月に施行後5年が経過いたしました。この間、ウポポイの開業など、アイヌ政策を推進していく上で基盤となるべき環境が整備されてきたところです。

国は、今後、アイヌ施策推進法の施行状況の検討を行うこととしていますが、報道によれば、7月9日に開催されたアイヌ政策推進会議において、知事は、担当大臣に対し、法の検討に際して国民意識調査を行うよう要望したと聞いています。

こうした中、さきの委員会で、道が次期アイヌ政策推進方策の策定に向けて、6年ぶりに実施したアイヌ民族の生活実態調査の結果について報告がありました。アイヌ施策推進法の施行を踏まえた新たな調査項目も追加されていると承知しています。

この調査結果では、居住市町村の平均との比較で、生活保護率や大学進学率などでは、依然として差が見られるとともに、アイヌ施策推進法の内容を十分に知らない人が多い結果となっています。

知事は、今回の調査結果をどのように受け止めているのか、伺うとともに、この調査結果や、さきの国への要請内容を踏まえ、今後、アイヌ施策の推進に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、併せて伺います。

次に、介護人材の確保についてです。

高齢化の進行により、年々、介護人材の需要も高まっています。一方で、本年6月から介護報酬において処遇改善加算の引上げが行われたものの、給与等が他業種に比較して低い水準にあることや、業務の負担感などから、道内においても、今年7月の有効求人倍率は、全業種の0.93倍と比べて、介護職は3.11倍と大きく上回っており、人材確保が深刻な課題となっています。広域分散型の本道では、地域での採用が厳しい状況にあり、特に、訪問介護については、基本報酬の引下げもあり、経営が一層厳しいと悲痛なまでの声も耳にしています。

先般、国が、本年度からスタートした第9期介護保険事業支援計画に基づく今後の介護人材の必要数について、推計結果を公表いたしました。道内では、令和4年度の介護職員数が約10万人に対し、令和8年度に11万3000人と、大幅な増加が必要と見込まれています。

道では、これまでも、多様な人材の確保や定着の促進、職務環境の改善に向けた取組を進めてきてはいますが、人材確保に苦慮する介護事業所の現状を踏まえ、これまで以上に支援の強化を図っていくことが必要と考えます。

道としては、介護を必要とされる方々が地域で安心してサービスが受けられるよう、必要な介護人材の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、中小企業対策に関し、まず、最低賃金引上げについてです。

8月5日に開催された北海道地方最低賃金審議会で、北海道における本年度の最低賃金の50円引上げが答申され、北海道労働局は、この答申を踏まえ、道内の最低賃金を時給1010円とすることとし、10月1日からの適用を決定いたしました。北海道の最低賃金が初めて1000円の大台を超えることとなり、このことによって、道内でも賃金と経済成長の好循環実現が期待されています。

一方で、電気代等のエネルギーや仕入れコストの上昇など、既に厳しい経営状況に置かれている中小企業のうち、これまで最低賃金を指標として従業員の賃金水準を決めてきた企業などでは、経営の維持、継続が困難になる事態も懸念されます。このような状況に置かれている道内の中小企業が、賃金を引き上げつつ、引き続き、雇用の受皿となり、地域経済を牽引していただくためには、影響が懸念される中小企業に対するきめ細かな支援が欠かせません。

道は、このたびの最低賃金の引上げをどのように受け止めており、影響が見込まれる中小企業等をどのように支援していく考えなのか、伺います。

次に、中小企業総合振興資金についてです。

道では、中小企業の経営や事業展開を資金面から支援するため、中小企業総合振興資金を用意しており、道内の中小企業が取り組む企業体質の強化や経営環境変化への対応、さらには事業承継など、幅広い貸付けメニューによって道内の中小企業支援に取り組んでいます。

これらの資金を融資する際に適用する利率については、従来、都市銀行における新長期プライムレートに基づき設定してきたと聞いています。市場金利は、日銀の超低金利政策を反映し、これまで非常に低い水準で推移してきましたが、日銀が3月の金融政策決定会合で従来のマイナス金利政策等の見直し方針を発表して以降、上昇傾向を示しており、道が定める中小企業総合振興資金の適用金利の動向に注目が集まっています。

中小企業は、エネルギーや資材等の仕入れコストの上昇に加え、人手不足を背景とした人件費の上昇にも直面しており、極めて厳しい経営環境下にあることを改めて申し上げるまでもありません。こうした中、道が中小企業総合振興資金の利率を引き上げれば、中小企業経営に甚大な影響を与えることは必至です。

道は、最近の金利動向が道内の中小企業経営にどのように影響していると認識しており、今後、道の総合振興資金の利率をどのように運用していく考えなのか、伺います。

次に、道立広域公園についてです。

道は、平成31年に策定した北海道みどりの基本方針の中で、新たな道立広域公園の整備に関す

る基本的な考え方を示し、地域合意が得られていることや、広域的なレクリエーション機能の位置づけがなされていること、公園施設への地域のニーズが高いことなどを条件として取り組んでいると聞いており、昨年7月には、釧路圏の白糠町泊別地区を道内12か所目の道立広域公園の候補地として決定いたしました。また、新規公園整備に当たっては、官民連携の取組を重視し、民間事業者へのサウンディング型市場調査を行うなど、新たな道立公園の整備に向けた検討を進めているとも聞いています。

地域の皆様の意見を丁寧に伺い、その意見を公園整備計画に反映させていくプロセスはもちろん重要です。新たな道立広域公園の整備は、知事公約でもある以上、スピード感を持って、早期の事業着手に向け、取組を進める必要があると考えます。

道は、今後、新規道立広域公園の整備をどのように進めていく考えなのか、伺います。

次に、水田農業の将来像についてです。

昨年、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改正され、食料安全保障の確保が求められる中、我が国最大の食料供給地域として、本道農業の位置づけを高める絶好のチャンスと考えます。

それには、特に国民の主食である米に加え、水田を活用した小麦や大豆、野菜等を生産する、いわゆる水田農業の持続的な発展が重要であると考えます。しかしながら、道内の水田農業をめぐる情勢としては、人口減少に伴う米の国内消費の減少、猛暑による米の品質低下、小麦など畑作物の収穫量向上に向けた輪作体系の構築や排水不良対策など、多くの課題が横たわっています。

もう間もなく、今年も出来秋を迎え、稲刈りシーズンが始まりますが、思いを込めて生産者が額に汗しながら取り組んでいらした、そうした思い、生産者と向き合いながら、将来にわたり意欲を持って皆様が営農に取り組むことができるよう、安定的な所得確保に向けた環境整備に我々も力を合わせて取り組んでいく必要が共にある、そのように考えるところです。生産者が減少し、農業経営も厳しい現状のままでは、将来の安定的な供給そのものに影響が出てくる事態すら起こりかねません。

そんなさなか、令和3年、国では水田活用の直接支払交付金が見直され、5年に一度の水張りが条件とされました。生産者の皆さんからは、今後の営農への不安はもとより、水田農業を進める地域の先行き、将来像が見通せないといった声が多く寄せられたとも聞いています。

道では、農業団体をはじめ、国や市長会、町村会など関係機関で構成する連絡会議を設け、対応策について検討してきていると承知しています。

申し上げてきたような、生産者さんの声と各地域の課題を踏まえ、今後どのように本道の水田農業の将来像を示し、その実現に向け、取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、スマート農業の推進についてです。

農業の担い手の減少や高齢化が進む中、情報通信技術を活用し、生産性の向上を図るため、さきの通常国会において、いわゆるスマート農業技術活用促進法が成立、来月1日施行の運びです。この法律では、国が定める基本方針に基づき、農業者等によるスマート農業技術を活用した

新たな生産方式の導入計画や、農機メーカーなどによる新たな技術等の開発計画を国が認定し、長期低利融資や税制上の特例など、各種の支援措置が講じられることになっています。

本道においても、農業者の減少が見込まれる中、生産水準を維持していくためには、農作業の効率化、収量や品質の向上、そして、コスト低減に資するスマート農業技術の活用を通じたより生産性の高い新たな生産方式への転換を積極的に進めていくことが必須であると考えます。

この点、道内では、これまでも、国の補助制度を活用したスマート農業に関する実証事業などに取り組んではいるものの、高額な機器の導入費用や、専門知識を有し、指導的役割を担う人材の不足、情報通信環境や農業基盤の整備など、いまだ多くの課題が山積しているのも事実です。

今後、道内の農業者が将来にわたり営農を継続し、本道が我が国の食料供給地域としての役割を果たしていくため、道は、国が新たに定めたスマート農業技術活用促進法を活用することによって、地域の実情に応じたスマート農業の推進にどう取り組んでいくのか、伺います。

次に、北海道の豊かな海づくりの推進についてです。

これまで、本道の水産業は、アキサケ、ホタテ、昆布といった栽培漁業を主体に資源の維持、増加に努め、我が国最大の水産物供給地域としての役割を果たしてまいりましたが、近年は、高水温などによる環境変化の影響により、主要魚種の不漁など、漁業生産は減少傾向にあり、漁業者の減少、高齢化の進展と相まって、非常に厳しい経営環境に置かれております。

そのような中、環境保全に対する道民意識の向上、増養殖技術や付加価値向上などの生産者さんの取組を全国に知っていただく絶好の機会として、昨年9月に、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、38年ぶりの北海道大会となる第42回全国豊かな海づくり大会北海道大会が「守りぬく 光輝く 豊かな海」をテーマに開催されました。

6月には、本道水産業界の連名による要請を受けた道議会としても、全国豊かな海づくりの輪を将来に引き継ぐことが重要であるとの認識から、超党派による北海道の豊かな海づくりの推進に係る条例化検討会議を立ち上げ、議論を進めてきたところであり、豊かな海づくりの推進に必要な行事の実施やその他必要な措置を講じることを盛り込んだ北海道水産業・漁村振興条例の一部改正案を本定例会で提出すべく、鋭意準備を進めています。

全国豊かな海づくり大会で盛り上がった機運を醸成し、さらに大きく広げていけるよう、北海道版豊かな海づくり大会の開催をはじめ、本道における豊かな海づくりを一層推進すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、森林由来クレジットについてです。

道では、温室効果ガスの吸収量を国が認証するJ-クレジット制度を活用し、令和4年度から、上川北部及び網走西部地域の道有林2万6000ヘクタールを対象として大規模なクレジットの創出モデルに試行的に取り組んでおり、いよいよ本年から販売を開始できる見込みとなっています。

クレジット市場では、省エネルギーや再生可能エネルギーからの創出が多く、森林由来クレジットの大規模な創出は前例が少ないことから、その売行きに対する懸念の声を耳にする一方で、

道内の市町村や林業関係者からは、森林整備に活用できる新たな資金の確保や森林の価値向上といった視点から、大いに期待しているとの声も数多くお聞きしています。

道からは、さきの委員会にクレジット販売の目的や考え方などをまとめた販売方針案が示され、販売開始までに決定するとのことでした。申し上げた道内関係者の御期待に応え、道有林のクレジットを選択し、購入してもらうため、どのように販売し、また、ゼロカーボン北海道の実現にも大きく寄与する、こうしたクレジットの創出、販売を全道のおよそ60万ヘクタールの道有林に広げるとともに、他の民有林にも普及展開していくためには、森林吸収源対策推進計画の見直しも必要と考えます。併せて所見を伺います。

次に、教育問題について、まず、GIGA第2期に向けたICTの活用に関し、GIGAスクール構想についてです。

この構想により、令和2年度以降、道内においても、全ての市町村で1人1台端末の整備が進み、この間、学びの保障や個々の意欲を伸ばす目的で端末が有効に活用され、個別最適な学びや、いわゆる協働的な学びの充実が図られてきたものと受け止めています。

その一方で、必ずしもICTの活用が進んでいない学校や、成果が十分には現れていない学校も見られるなど、取組に差が生じているケースもあると承知しており、これまでの取組を継承し、発展させるGIGAスクール構想第2期を迎えるに当たり、学校における効果的なICT活用のさらなる推進に向けた教員の指導力向上や活用好事例の積極的な発信が必要と考えます。

また、ICTを活用した子どもたちの情報活用能力の育成に当たっては、情報化社会の危険性やその対処法など、情報モラルを正しく認識し、適切に活用できるよう、保護者とも共通理解に立ち、しっかりと指導することもまた欠かせません。

今後、道内の自治体が参加する共同調達による1人1台端末の着実な更新を進めるとともに、各学校において、ICT環境を活用した学習活動を通じ、子どもたち一人一人の学びの状況に応じた学習活動を深めていくため、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

次に、校務のDX化の推進についてです。

GIGAスクール構想の下で整備されたICT環境を活用し、業務の効率化を図り、教員の働き方改革を進めるためにも、校務のDX化推進は不可欠となっています。国の調査でも、校務のDX化に向けた道内の取組には自治体や学校間で大きな差が見られることから、保護者との連絡手段のデジタル化や、他府県でも進むAIを活用したデジタル採点システムの導入など、校務のDX化に、より積極的に取り組むべきと考えます。

道教委として、今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

次に、学校における暑さ対策の推進についてです。

昨年、熱中症警戒アラートが道内全域に発表され、教育活動中に児童生徒が熱中症で救急搬送されるケースが相次ぎました。こうした気候変動に伴う大きな状況変化を踏まえ、道教委では、長期休業期間の総日数を増やすことができることとしたほか、暑さ指数に基づいて体育活動や部活動の実施の可否を判断する取扱いを徹底するなど、ソフト面の対策を講じるとともに、全ての

道立学校に簡易型空調機器を整備するなど、ハード面での学校の暑さ対策を進めてきたと承知しています。

しかしながら、今年の夏も、学校において児童生徒が熱中症で救急搬送される事例が8月末現在で17件発生しており、子どもの健康と安全を守るため、より実効性のある熱中症対策を講じることが、今、強く求められています。

道教委としては、簡易型空調機器の設置や長期休業期間の増加などによる、今年度の学校における暑さ対策の取組について、どのように検証、評価しているのか、また、近年の気象状況を踏まえると、今後も夏の厳しい暑さが続くことが想定されますが、道立学校の空調設備の計画的な整備を含め、暑さ対策にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

最後に、公安問題に関し、SNS型投資・ロマンス詐欺被害対策についてです。

道内におけるおれおれ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害状況は、昨年同期と比べ、被害額は増加しているものの、認知件数は減少しており、これまでの道警察による防犯啓発活動はもとより、多くの道民や企業の皆様の御協力によって、この種の犯罪抑止に一定の成果を収めつつあるものと受け止めています。

しかし、今年に入ってから、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、いわゆるSNSなどを介して架空の投資話などに誘導する、SNS型投資・ロマンス詐欺事件が全国的に急増しており、道内でも年初から6月までの半年で、昨年1年間の被害を大幅に上回る被害が生じております。

この種の犯罪では、犯行グループ内のつながりが薄く、事件ごとにメンバーが離合集散する特徴があると言われており、こうした特徴を踏まえた新たな対策が欠かせません。

道警察では、SNSを悪用したSNS型投資・ロマンス詐欺の急増にどのように対処し、道民の安全、安心を確保しようとしているのか、道警本部長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）自民党・道民会議、安住議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、人口減少対策についてであります。今後も長期的に人口の減少が見込まれる本道において、道外への転出を抑制し、本道への人の呼び込みや定着を図ることは極めて重要であることから、地域特性を生かした雇用の創出や、若者をはじめとする地域への愛着心の醸成、首都圏からの本社機能の移転や企業の誘致、さらには、U・I・Jターンや、移住、定住の促進といった社会減対策の様々な取組が必要であります。

このため、道では、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の観点から、自然減対策はもとより、GX金融・資産運用特区の指定等も追い風とした、豊富な再生可能エネルギーなどの本道の優位性を生かした企業誘致や本社機能の移転のほか、外国人の方々との共生社会の形成といった社会減対策の充実を図るなど、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指し、より実効性のある施策が展開できるよう、次期創生総合戦略の策定に向け、検討を進めていると

ころであります。

道としては、人口減少問題は、我が国最大の戦略課題であり、国において、東京一極集中や雇用機会等の大都市部への偏在の是正、地方部の人口流出の緩和などの対策について、大規模災害等のリスクの観点などからも、一層強化すべきであるとの認識の下、全国知事会や、地方創生のために、共に行動する知事有志とも連携し、政府の強力なリーダーシップによる、大学や企業の本社機能等の分散など、必要な対策の実施について、国に一層強く働きかけを行ってまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。本道の少子化の流れを変え、様々な環境に置かれた子ども一人一人を大切にし、その成長を後押しするためには、新たな条例の制定により、子ども施策を総合的に推進し、本道の子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる、こどもまんなか社会の実現を目指すという、道の基本的方向性を道民の皆様に分かりやすいメッセージとして発信していく必要があると考えております。

そのために、まずは、未来を担う子どもたちの視点に立ち、その声をしっかりと聞き、道として施策への反映を検討し、子どもたちが社会に参画していると実感できる環境をつくるとともに、子どもを取り巻く様々な関係者が連携し、それぞれの責務や役割を果たすことで、社会全体で子どもの育ちを支えることが重要であるとの考えの下、今般、条例の骨子案をお示したところであります。

また、今年度策定する北海道子ども計画は、少子化対策はもとより、青少年の健全育成や、子どもの貧困に関するこれまでの取組について、点検評価をした上で策定することとしており、先般、北海道こども施策審議会において、各施策の取組実績や数値目標の達成状況、施策の効果や課題などについて評価いただいたところであり、審議の中で、例えば、子どもの食の支援など、酪農、農業が盛んな北海道らしい取組を盛り込むなどの工夫をしてほしいといった、御意見をいただきました。さらに、条例や計画の策定に当たっては、道議会での御議論や審議会に加えて、道内の小・中・高校を訪問し、子どもたちと意見交換するなどの取組を進めているところであります。

道としては、新たな条例や計画に基づき、道の各部が展開する子ども施策を全庁一丸となって推進することにより、本道の子どもたちが、置かれた環境にかかわらず、健やかに成長でき、道民誰もが安心して子育てができる社会の実現に向け、検討を進めてまいります。

次に、アメリカ訪問についてであります。先月、私を先頭に、道内の産学官を代表する方々とニューヨーク州を訪問し、IBMの半導体研究開発拠点の視察やラピダス社の若手技術者との懇談などを通じて、次世代半導体プロジェクトが成功に向けて着実に進んでいることを実感したほか、道とニューヨーク州経済開発公社及びニューヨーク・クリエイツの3者による研究開発や人材育成等での連携に関する覚書を締結するなど、道では、半導体関連企業等が共存、共栄する関係、いわゆる半導体エコシステムの先進地であるニューヨーク州との連携協力に向けた足場を構築することができたものと認識しています。

また、GX投資の促進に向けては、再エネポテンシャルを生かしたGX産業の集積という本道の新たな可能性について、ニューヨーク市政府や大手の投資銀行、投資運用会社といった金融関係の方々との意見交換し、関係づくりができたことは、海外からGX投資を呼び込む取組を展開する上で、今後に向けて重要な一歩となったと認識しています。

道としては、今回の訪問で得られた協力関係を最大限に活用しながら、半導体エコシステムの構築や地域経済の活性化に向けたニューヨーク州の知見、ノウハウを獲得し、半導体の複合拠点の実現に向けた取組を加速してまいります。

また、札幌市をはじめとするチーム札幌・北海道とも連携を図りつつ、今回御縁を得たの方々のお力をお借りしながら、本道の投資環境に関する情報発信などに努め、全道域のGX投資を支える金融機能の強化や集積につなげるなど、このたびのアメリカ訪問の成果を広く道民の皆様や関係機関の方々と共有し、着実に本道の活性化につなげてまいります。

次に、ラピダス社への工業用水の供給についてであります。工業用水は、飲料水と異なり、国においては暫定目標値の基準が定められておらず、河川から取水して浄水場において処理した工業用水を使用者に供給することには規制はないものの、今般、ラピダス社に供給予定の苫小牧工水第2施設においては、取水源である安平川で飲料水の暫定目標値を超えるPFASが検出され、排出先は千歳川となることから、飲料水等として使用する地域の住民の皆様や事業者の方々の御不安に、丁寧に対応していくことが重要と認識しております。

なお、ラピダス社においては、規制があるPFASは使用しないこととしておりますが、最新鋭の排水処理装置の導入により、95%以上を目標として規制PFASを除去し、モニタリングを行うとともに、敷地内に緊急貯水槽を設け、排水に問題が生じた場合には、排水を遮断し、再処理を行うなど、適切に対応することとしています。

道としても、道民の皆様の御不安を払拭するため、新たに千歳川における道独自のモニタリングを行うこととしており、その結果等について、丁寧かつ迅速な情報発信に努めてまいります。

次に、GX金融・資産運用特区に係る道税の優遇措置などについてであります。道では、特区提案において目指す姿として掲げた、GX産業の全道域での集積と金融機能の札幌市域での強化、集積の実現に向けた地元の主体的な取組の一つとして、今般、札幌市との協働により、有識者から多様な意見を聞くための懇談会を開催し、道として、対象事業者や対象税目などに関する基本的な考え方の案を整理したところであります。

道としては、こうした取組に併せて、法人税等の特別償却をはじめ、国の様々な支援を得ることができる地域未来投資促進法の制度を活用していくことが効果的と考えられることから、今後、制度の活用のために必要となる全道域を対象区域とした基本計画の策定を目指し、検討を進めてまいります。

なお、この基本計画は、道と各市町村が共同で策定することになることから、その検討に当たっては、各市町村の皆様に丁寧に御説明をし、御意見を伺うとともに、計画策定後も、GX産業への関心の高まりに応じ、対象地域を見直すなど、各市町村の御意向を十分尊重してまいります。

道としては、多様な再エネ資源が賦存する道内各地域において、地域の理解を前提に、環境や景観、防災などと調和したGX産業の振興が図られるよう、道議会での御議論を踏まえ、来年度からの制度導入に向け、検討を加速してまいります。

次に、食の輸出拡大戦略に係る目標水準の設定についてであります。本道では、これまで、輸出の中心を占め、中国の日本産水産物の輸入停止措置の影響を受けたホタテガイについて、官民一体となって消費拡大に取り組んだ結果、直近では国内消費額が昨年同期の約4割増で推移するとともに、本年上期の輸出額は昨年同期から約5割減少したものの、アメリカやベトナム、タイなど、中国以外の輸出額が約2倍となるなど、輸出先の多角化が着実に進行している状況であります。

こうした中、道としては、今般、新たな目標水準の設定に当たり、中国以外での需要拡大の見通しなどを見極めるとともに、今回の輸入停止措置を契機にホタテガイの国内消費が増加したこともあり、国内における食料の供給能力の確保の観点を踏まえながら検討を進めていくことが重要と認識しています。

今後、秋に輸出のピークを迎えるホタテガイは、加工体制の強化により、付加価値の高い冷凍貝柱製品のさらなる輸出増が見込まれます。道としては、こうした状況や食料安全保障の強化を柱の一つとする改正食料・農業・農村基本法の下で策定される基本計画の検討状況も見極めつつ、新たな目標水準を盛り込んだ第3期食の輸出拡大戦略の改定素案を年内にお示しし、道議会の御議論をはじめ、広く道民の皆様や業界団体等の御意見も伺いながら、年度内に取りまとめることとし、生産・加工体制の充実を図りながら、輸出拡大を通じ、食産業の一層の発展に向け、関係機関連携の下、オール北海道で取組を進めてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、新税の導入に向けては、道民の皆様や、市町村、事業者など関係の皆様の御意見を丁寧に伺いながら、道議会で御議論をいただき、検討を深めていくことが重要と考えています。

このため、道としては、これまで、新税の検討において、ホームページやSNS、広報紙を通じた意見の募集やパブリックコメントなどを実施してきたほか、さきの定例会終了後には、宿泊者や道内全ての宿泊事業者に対する制度の周知やアンケートの実施、さらには、道内各地域に向いて市町村や事業者の方々との意見交換を行うなど、様々な機会を捉え、新税に関する御説明と、御意見を聴取してきたところであります。

また、私自身といたしましても、道の広報番組やSNSを活用し、新税の必要性や考え方などの周知に努めているほか、先般の根室管内への地域訪問では、直接、地域の皆様に新税の概要について御説明した上で、それぞれの実情や課題に関してお話を伺うなど、御理解を得られるよう取り組んでいるところであります。

道としては、人口減少が進む本道において、本道経済の持続的な発展を図るためには、交流人口の増加によるにぎわいの創出や、地域における消費拡大といった、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す観光立国・北海道の実現を目指すことが重要であり、このためには、新税の

導入により、安定的な財源を確保し、質、量ともに充実した施策を展開することが必要と考えています。

こうした考えの下、新税導入後の施策の在り方などについて、関係団体の皆様と幅広く意見交換を行うべく準備しているところであり、引き続き、様々な機会を捉え、私自身が直接お話を伺いするほか、徴収事務の在り方など、制度や使途の詳細について検討を深め、新税に関し、より多くの皆様の御理解をいただけるよう不断の努力をまいります。

次に、総合教育大綱の改定についてであります。現在の大綱は、深刻化するいじめや不登校、学校における働き方改革、頻発する大規模災害を踏まえた防災教育の必要性の高まりなど、教育を取り巻く環境の変化を考慮の上、策定したものであり、現大綱で示しているグローバル化や情報化への対応などについては引き続き重要と考えています。

一方で、4年前に現大綱を策定して以降、この間、成年年齢の引下げやDXの進展など、さらなる環境変化があったほか、国において教育振興基本計画の改定やこども大綱が策定されたことを踏まえ、このたび総合教育大綱を改定することとしたところであります。

大綱の改定に当たっては、こうした社会情勢の変化や国の動きに加え、全国を上回るスピードで人口減少や少子・高齢化が進み、広域分散型で人口の偏在や市町村間の格差拡大が見込まれるといった北海道特有の課題も踏まえ、学びと育ち、両方の政策の緊密な連携を図る観点から検討を進めております。

道としては、年度内の大綱改定に向け、このたびの議会での御議論や御指摘、子ども向けも含めて実施するパブリックコメントなど、広く聴取した御意見も踏まえながら、基本理念と基本方針とともに、より一層充実した内容の大綱となるよう、総合教育会議において、さらなる協議検討を進めてまいります。

次に、道総研の次期中期目標についてであります。脱炭素化やデジタル化が急速に進展するなど、本道を取り巻く社会経済情勢が変化中、道総研が、技術的な相談や指導を通じて技術開発や製品開発を支援し、企業の技術力の向上とともに、道内産業の振興を図ることが重要であります。

一方、道総研では、第3期中期目標期間において、こうした技術指導等の実施件数の減少が継続しており、道では、次期中期目標の策定に当たり、利用の拡大を図るため、各研究本部が、社会の変化はもとより、関係機関や道各部のニーズを踏まえた研究テーマを設定するとともに、道総研の有する知見や技術、技術指導等の取組のPRなどを行うよう示すことが必要と認識しています。

こうした認識の下、道としては、道総研がその機能を十分に発揮し、地域や企業が抱える課題の解決に一層寄与できるよう、企業等の要望に応じたサービスの提供や、情報発信力の強化に加え、研究本部ごとの目標設定の在り方についても検討を進め、次期中期目標の案として第4回定例会に示してまいります。

次に、札幌医科大学における専攻医の確保についてであります。広域分散型である北海道に

において、医師の偏在が著しいことから、道では、地域医療機関への医師派遣に資する専攻医の確保が重要であると認識しています。

札医大においては、入学の際に確約書の提出を条件にする受験枠を設け、専攻医確保に努めてきているところではありますが、結果として、大学に残らない医師も一定程度いることも踏まえ、医学部学生や初期臨床研修医と面談を行い、大学の魅力を伝えるなどして、他大学を卒業した医師も含めて、専攻医の確保に努めているところでもあります。

こうした取組について、1人当たりの面談回数を増やすなど強化、継続していくことに加え、学生が地域医療を志向するよう、地域現場の実習において患者とのコミュニケーションや医療従事者間の連携を経験させるなど、より北海道の地域医療に特化したプログラムの充実のほか、確約書を提出した学生がより多く大学に残り、地域医療に従事することができるよう、他大学における取組なども参考としながら、確約書の実効性が高まる取組について検討していると承知しています。

道としては、次期中期目標において、新たに専攻医の確保数を数値指標として設定していく考えであり、引き続き、札医大と連携し、地域医療に貢献する専攻医の確保に取り組んでまいります。

次に、台風災害等への対応についてであります。このたびの台風10号の被害によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

今般、台風10号の被害は九州から本道まで広範囲に及んだところであり、今後、気候変動の影響により、こうした強大な勢力を有する台風が我が国に達する頻度が増加すると予測される中、これまで、本州と比較し、台風被害が少なかった本道においても、従来の想定を超える気象災害リスクが高まっていることを、行政はもとより、道民の皆様や事業者の方々にも認識していただく必要があると受け止めています。

道では、国内や道内で発生した自然災害の対応で明らかとなった課題なども踏まえ、防災計画等の不断の見直しを行ってきているところではありますが、このたびの台風10号を含め、激甚な災害をもたらすおそれのある気象現象の頻発を踏まえ、国の施策や研究機関の知見なども取り入れながら、河川改修をはじめ、災害発生時の情報伝達や避難誘導等を的確に行う体制整備など、ハード、ソフトの両面の対策について必要な見直しを行ってまいります。

また、道民の皆様や事業者の方々に対しては、日頃からハザードマップや避難経路等を確認することや、企業における事業継続計画の策定を促すなど、災害時に必要な防災行動を確実に取っていただくための意識改革や行動変容の促進を図り、行政と地域が一体となって激甚化、頻発化する気象災害に適切に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、交通政策における路線の維持・活性化についてであります。ＪＲ北海道に対する国からの監督命令に基づく令和8年度末までの黄線区における事業の抜本的な改善方策の取りまとめに向けては、ＪＲ北海道と沿線自治体をはじめ、地域の関係者が共通の認識に立って、これまで

以上に連携を図りながら、徹底した利用促進やコスト削減など、今般策定された実行計画に掲げる取組を着実に進め、成果を積み上げていくことが重要と認識しており、道では、線区特性を十分生かしながら、通年での利用拡大を一層図っていくため、冬季や閑散期における、沿線自治体が連携し、広域的に取り組む利用促進等の実証事業に対し、支援を行ってまいります。

道としては、J Rの経営自立と本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、黄線区が重要な役割を果たしているとの認識を、国やJ R、沿線地域の関係者と共有することが重要と考えているところでございます。

こうした考えの下、J Rが事業の抜本的な改善方策を取りまとめるに当たり、道としては、J Rや沿線自治体との様々な形での意見交換を通じ、実行計画の取組状況に加え、非鉄道事業を含む中期経営計画全体の進捗状況を確認し、幅広い観点から具体的な方策の検討を深めるなど、J Rと沿線地域との協議が円滑に進められるよう取り組むとともに、北海道鉄道活性化協議会を中心に、全道的な観点からも鉄道の利用促進策を展開し、道内外に本道における鉄道の役割や魅力を発信しながら、地域との一層強固な連携の下、鉄道網の維持・活性化に向けて取り組んでまいります。

また、J R貨物における不正行為についてであります。道では、9月11日に、J R貨物に対して、不正に関する原因の究明や再発防止の徹底に加え、道内の農産物の輸送が繁忙期を迎える中、鉄道貨物は重要な輸送手段であることから、安定的な輸送の確保に向けて早急に対策を講じるよう申入れを行ったところであります。

さらに、翌12日には、北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループを開催し、J R貨物から、バレイショやタマネギなどを輸送する道内発本州向けの貨物列車は、本日から、順次、通常運行であること、検査待ちの貨車の早急な運用復旧に努めていくことなど、貨物列車の輸送状況や今後の対応方向について説明を受け、荷主や物流関係者、行政等と情報共有を図ったところであり、引き続き、道民の皆様の暮らしや経済活動を支える貨物輸送の安定的な確保に向けて、国や関係機関などと連携の下、適切に対応してまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。道内各地では、依然として人里周辺への出没が相次ぎ、人身事故も複数発生しており、ヒグマとのあつれき低減に向けて着実に取組を推進するため、道では、現在、ヒグマ管理計画の見直しを進めております。

このたびお示ししたヒグマ管理計画の改定素案では、人とヒグマの空間的なすみ分けを図るゾーニング管理の推進や、あつれきを低減するための個体数管理の実施、さらには、これら管理を進める基礎となるモニタリングの充実、ヒグマに対応できる捕獲従事者等の育成確保などを進めることとしており、ヒグマの生息状況やあつれきの状況を確認しながら、10年間をめどに、あつれきが社会問題になっていなかった時期の状況を目指すこととしています。

また、環境省では、熊類を指定管理鳥獣に指定したことを踏まえて、新たにクマ類総合対策事業を創設したところであり、道では、こうした国の交付金を有効に活用した補正予算をこのたび提案し、ゾーニング管理を推進するモデル事業に加え、ヘアトラップ調査の拡充によるモニタリ

ングの強化のほか、ヒグマの捕獲従事者の育成などに取り組む考えであります。

道としては、地域の対応力の強化に向けて、職員を国主催の研修に参画させるなど、専門性の向上に努めるとともに、今年度、各振興局で実施している捕獲従事者確保のための検討会の議論を踏まえ、育成確保策の具体的な検討を進めるほか、地域の取組をより進めるため、環境省に対し、交付金について、市町村においても活用できる制度構築を求めるとともに、必要な予算額の確保を要望するなど、計画の目標であるあつれきの低減に向け、実効性ある取組を一層推進し、ヒグマ対策の充実強化に取り組んでまいります。

次に、アイヌ政策についてであります。道では、アイヌの方々の生活の実態を把握し、政策に反映するため、昭和47年からアイヌ生活実態調査を実施してきたところであり、アイヌ施策推進法施行後初めてとなる今回の調査では、新たに当該法の認知度やSNSなどでの差別の状況等も項目に加え、調査を実施したところであります。

本調査結果では、生活保護率や大学進学率において差が見られ、また、道内に居住されるアイヌの方々の間で、法の普及、理解等が必ずしも十分ではない状況や、SNSなどを中心に、今もお差別があると感じている方がおられること、さらには、アイヌ文化の伝承活動を積極的に進めるためには指導者や後継者の育成が必要といった意見もあったところでございます。

今後、道としては、国で検討されている国民意識調査の内容等について、国と調整を進めるほか、今回のアイヌ生活実態調査に加え、今月開始した道民意識調査にアイヌに関する設問を盛り込み、また、職員が全道各地に出向き、アイヌの方々から、直接、背景や事情を含め、御意見を伺うなど、情報のさらなる収集に力を入れるとともに、学識者やアイヌ当事者の方々などから成る検討会議を設置の上、来年度末に期限を迎えるアイヌ政策推進方策に代わる次期方策の策定に向けた検討を進め、アイヌの方々の社会的・経済的地位の向上や、歴史、文化への理解促進に向け、国や市町村、関係団体と一層連携し、アイヌ政策の推進に力を尽くしてまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。生産年齢人口が減少し、働き手の確保が難しくなる中、介護サービスを担う人材の確保は重要かつ喫緊の課題となっていることから、道では、本年度からスタートした第9期介護保険事業支援計画の基本目標の一つに、過度な身体的負担等がなく、やりがいと誇りを持って介護の現場で働いていただけるよう、「介護人材の養成・確保」を位置づけています。

この計画の下、介護の仕事の魅力を伝える様々な普及啓発や、外国人など多様な人材の参入促進、キャリアパスの構築を支援する研修や介護ロボット導入への支援、業務改善に係るワンストップ型の相談窓口の設置などを行っているほか、国に対しては、介護職員等の資格や経験、業務量に見合った適切な給与水準が確保できる介護報酬を設定するよう、本道の地域特性について具体的にデータで示すなどして、様々な機会を通じ、要望しているところであり、今後も、関係団体の御意見も十分に伺い、実態に即した制度となるよう強く求めてまいります。

また、こうした取組に加え、介護事業所の事務的負担のより一層の軽減を図るため、紙媒体で行われている作業のオンライン化や、人材募集、研修といった事務の協働化をさらに促進するた

めの補正予算を今定例会に提案させていただきました。

道としては、引き続き、市町村や関係団体との連携の下、現場が抱える課題をしっかりと把握しながら、介護を必要とされる方々が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、中小企業における最低賃金の引上げについてであります。地域別の最低賃金は、地方最低賃金審議会が地域の経済・雇用情勢や賃上げに伴う企業への影響などを総合的に勘案し、決定されるものであり、道としては、この最低賃金が遵守されることが重要と認識しています。

最低賃金額の引上げは、多くの働く方々の生活の向上や消費の拡大に寄与する一方、人手不足や原材料価格の上昇など、厳しい状況にある道内の中小・小規模事業者の方々の経営に少なからず影響を与えることが懸念されます。

このため、道としては、パートナーシップ構築宣言の普及により、適切な価格転嫁を推進するほか、伴走型の経営相談や制度融資などによる支援を行うとともに、経済産業局や労働局と連携し、各商工会議所や商工会を通じて、賃上げと併せ、生産性向上に資する設備投資等を行う企業を支援する業務改善助成金といった各種支援制度の周知や利用促進を図るなど、事業者の方々の経営基盤を強化し、今後も賃上げに対応していけるよう取り組んでまいります。

次に、新たな道立広域公園の整備についてであります。多くの皆様に道立広域公園を積極的に御利用していただくためには、地域住民の皆様や関係機関の御意見を広く伺い、利用される方々の様々なニーズに柔軟に応えられるよう、公園のコンセプトや主要な施設などを検討することが重要と認識しています。

このため、道では、白糠町泊別地区を候補地とした釧路地域の道立広域公園の検討を進めるに当たり、昨年7月には、新たな公園に求められる施設について、近隣の道立公園において利用者の方々への聞き取り調査を行ったほか、昨年9月には、民間活力やノウハウの導入についてサウンディング型市場調査を実施したところでございます。

今後、道としては、釧路地域において、商工会や観光協会などと連携し、ワークショップやアンケートを行うほか、小学生から対面で意見を聞くとともに、自治体の意見も伺い、新たな道立公園の事業化に向けて、公園のコンセプトや主要な施設に加え、サウンディング型市場調査の結果を踏まえた官民連携の方向性などを盛り込んだ基本構想を本年中に策定してまいります。

次に、水田農業の将来像についてであります。本道の稲作経営の安定と水田農業の振興を図るためには、地域において、水稻の作付や転作の推進、さらには畑地化など、それぞれの実情に応じた水田農業の将来ビジョンを明確にした上で、大切な資源である水田を最大限に活用していくことが必要です。

このため、道では、主食用米をはじめ、需要に応じた米生産を基本に、輸入依存度の高い作物の安定生産など、本道における今後の水田農業の目指すべき方向性や先行事例などを示し、関係者との意見交換を進めながら、地域のビジョンづくりを支援することとしています。

また、ビジョンの実現に向けては、水田活用の直接支払交付金の円滑な運用をはじめ、生産基

盤の計画的な整備やスマート農業技術による農作業の省力化、さらには、北海道米の消費拡大や輸出促進などを総合的に展開し、水田農業の持続的な発展に取り組み、我が国の食料供給地域としての役割を果たしてまいります。

次に、スマート農業の推進についてであります。担い手の減少や労働力不足が進む中、本道農業が持続的に発展していくためには、農作業の効率化や省力化などが期待されるスマート農業技術を着実に導入することが重要であります。

こうした中、本年6月、国において新たにスマート農業技術活用促進法が制定され、スマート農業技術の活用促進に関する基本理念や国の責務などが定められたほか、国の認定を受けた農業者等に対し、長期の低利融資や税制特例などの支援措置が講じられたところでございます。

道では、関係団体などと連携し、新たな法律の周知や支援措置の活用を促すとともに、引き続き、スマート農業機械の導入効果を発揮させる圃場の大区画化をはじめ、普及センターによる相談対応や新技術の発信、地域において指導的な役割を担う人材の育成、さらには、機械のレンタルなどを行う農業支援サービス事業体の育成などを進めながら、地域の実情に応じたスマート農業を積極的に推進してまいります。

次に、北海道の豊かな海づくりについてであります。近年、海洋環境の変化などにより主要魚種の生産が低迷する中、本道では、昨年、全国豊かな海づくり大会が開催され、種苗放流など、つくり育てる漁業に加え、ブルーカーボンや海洋プラスチックごみ対策などの取組を通じ、海の環境保全に対する道民の皆様の意識が高められたほか、水産物など北海道ブランドの魅力を全国に発信できたことは大変意義があったものと認識しています。

このため、道としては、全国大会で高まった機運をさらに醸成し、北海道の豊かな海の恵みを守り、育て、次世代に引き継ぐため、広く道民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、栽培漁業や水域環境の保全、地域資源の利活用といった取組を一層推進するとともに、令和7年度から、新たに、豊かな海づくりの中心行事として、北海道豊かな海づくり大会を、市町村や関係団体などと連携し、オール北海道で開催してまいります。

最後に、森林由来クレジットの販売などについてであります。ゼロカーボン北海道の実現に向けては、道有林において、先導的なクレジットの創出と販売を進め、道内の市町村や森林所有者に普及していくことで、その販売収入を森林整備の推進や、森林の付加価値の向上に関する取組に活用し、二酸化炭素の吸収源の確保につなげていくことが重要です。

このため、道では、道有林で創出したクレジットを、道内はもとより、全国の企業等に購入していただけるよう、本道の森林の優位性を全面に出したPR手法の導入や、長期の協定など多様な販売方法について検討を進めているところであり、今後、道議会での御議論を踏まえ、クレジットの販売方針を新たに策定し、戦略的に取組を進めてまいります。

また、こうした取組を通じて得られた知見を生かし、クレジットを活用した森林整備が道内各地で展開されるよう、地域のモデルとなる道有林全域でのクレジットの創出や、創出、販売のノウハウの森林所有者への提供など、民有林への普及を図る方策を盛り込むため、森林吸収源対策

推進計画を年度内に改正し、取組を強化してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）中小企業対策に関し、中小企業総合振興資金についてでございますが、本年3月以降の日本銀行による政策金利の引上げを受けまして、金融機関が預金金利や貸出金利の引上げに動き出しており、財務基盤の弱い中小・小規模事業者にとりましては、支払い利息の増加による収益の悪化や設備投資の消極化が懸念されるところでございます。

こうした中、道の融資制度の利率につきましては、融資要領等で定めた運用方法に基づきまして、3月1日及び9月1日の年2回、都市銀行の新長期プライムレートを指標としまして、市場金利を下回る水準に設定しており、今回におきましても、直近の指標金利に変動がなかったことから融資金利を据え置くこととしております。

道といたしましては、今後とも、市場金利の動向を踏まえつつ、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境に十分留意しながら、経営の維持強化や新事業展開などが可能となるよう、資金供給の円滑化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）自民党・道民会議、安住議員の代表質問にお答えいたします。

まず、GIGAスクール構想の推進についてであります。令和2年度以降、児童生徒の1人1台端末の配備が進められ、本道の小中学校におきましては、授業でICT機器をほぼ毎日活用した学校の割合が全国平均を上回る約8割となるなど、情報機器を活用した学習活動の定着が図られてきておりますが、ICTを活用する指導の在り方に課題が見られるケースもあるところでございます。

道教委といたしましては、本年度から始まりました端末の更新について、各市町村の協力の下、共同調達を円滑に進めるとともに、クラウドを活用した効果的な指導事例や成果を全道の学校に普及いたしますほか、情報技術を活用する際の利便性やリスクに関する指導を含め、児童生徒自身が、ICTの特性や強みを生かし、自由な発想で適切に活用することで、個に応じた学習活動を深めるとともに、全ての学校で、ICTのふだん使いにより、子どもたちが、多様な人との関わりにより、学習活動を通じて相互に学びを深め合っていくことができるよう取り組んでまいります。

次に、校務のDX化についてであります。校務DXを推進することは、教育活動の高度化や効率化を図るだけではなく、学校を魅力ある職場にするために極めて重要であり、教職員が、学校の内外など場所にとらわれず、校務を処理することや、大規模災害時にも業務を継続するためには、強固なセキュリティー対策の下、主要なシステムのクラウド化に向け、積極的に検討を進めていく必要があります。

このため、道教委では、校務DXを加速させるため、新たに庁内横断的な組織を立ち上げ、情報連絡ツールやデジタル採点システム、生成AIの利活用のほか、教育データを集約し、分析、可視化する仕組みの構築など、望ましい校務処理の在り方を検討することとしており、教職員の働き方や学習指導、学校経営の大きな変革に向け、教職員の情報リテラシー向上を図りつつ、民間の知見なども活用しながら、校務のデジタルトランスフォーメーションを実現するための取組を進めてまいります。

最後に、学校における暑さ対策についてであります。道教委では、昨年夏の猛暑を踏まえ、長期休業期間の見直しや、熱中症対応マニュアルの改定を行いますとともに、全ての道立学校の普通教室に簡易型空調機器を設置し、日射の遮蔽やサーキュレーターの併用といった効果的な運用について助言するなど、ソフト、ハードの両面から暑さ対策を講じてきたところでございます。

学校からは、気温の状況等によっては冷却効果が低い場面もあったという意見が寄せられましたほか、体育活動や学校行事などで熱中症やその疑いで救急搬送される事案が、昨年度に比べ減少したものの、全道で20件程度発生しており、その中には、児童生徒の健康観察等が不十分であったケースも見られたところでございます。

道教委といたしましては、空調機器の効果的な利用方法や、実効性の高い健康・安全対策、本年度発生した熱中症事案の要因などを各学校に周知いたしますほか、空調設備につきましては、特別支援学校における整備を優先的に進め、高校については大規模改造工事等に合わせて整備いたしますとともに、今後も、国に財政支援を強く要請するなど、引き続き、児童生徒の命や健康を守る観点から、学校における暑さ対策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長伊藤泰充君。

○警察本部長伊藤泰充君（登壇）自民党・道民会議、安住議員の代表質問にお答えいたします。

SNS型投資・ロマンス詐欺への対策についてであります。令和6年8月末の道内におけるSNS型投資・ロマンス詐欺被害については、認知件数111件、被害額約16億7000万円で、認知件数、被害額ともに、議員が御指摘のとおり、令和5年中の被害を大幅に上回り、憂慮すべき状況にあると認識しております。

このため、道警察では、これらの犯罪を敢行している犯罪グループの捜査をはじめとする組織犯罪対策の強化を図るため、本年4月、組織犯罪対策局内に匿名・流動型犯罪グループの取締りを所管する組織犯罪対策第一課を新設するとともに、SNS型投資・ロマンス詐欺へ対処するためのプロジェクトチームを設置し、部門横断的な体制を構築したところであります。

さらに、本年4月、全国警察が一体となって効率的に捜査を進めるため、特殊詐欺連合捜査班の仕組みが構築されましたが、事件の発生時には、この仕組みを活用し、証拠収集の初動対応で成果を上げているところであります。

また、被害の状況を踏まえ、金融機関と連携したインターネットバンキング利用者への広報啓

発、事業者を通じた注意喚起等の被害に遭わないための対策のほか、サイバーパトロールによる、いわゆる闇バイト募集情報の収集や、SNS上の書き込みに対する警告等の、犯行に加担させないための対策も推進しているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、道民の安全、安心を確保するため、SNS型投資・ロマンス詐欺事件の取締りを徹底するとともに、関係機関・団体等と連携しながら、効果的な被害等防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 安住太伸君。

○46番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長及び警察本部長からそれぞれ答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきます。

初めに、GX金融・資産運用特区についてです。

先ほどの質問では、特区提案に盛り込んだ道税の優遇策について伺い、知事からは、国の支援を得ることができる地域未来投資促進法の活用を検討していることや、市町村と共同で基本計画の策定を目指し、検討を進める旨の答弁がありました。

また、検討に当たっては、市町村に丁寧に説明しながら、その意向を十分尊重する考えも示されましたが、地域では、住民の方々に十分な情報提供がない中で大規模な太陽光発電所や風力発電所を建設するプロジェクトが進められ、景観保全や環境保護、さらには防災の観点からトラブルとなるケースが増えてきているところです。

今後、道の税制優遇などを活用してGX関連の投資を呼び込むに当たっては、地域の方々が懸念する諸問題が生じないように、十分に時間をかけて丁寧に説明し、地域の方々の理解を得ながら進める必要があると考えます。むしろ、拙速を避け、ただいま申し上げたような丁寧な取組等を積み重ねることこそが、道に対する信頼を高めて、本道にGX関連の投資を着実に呼び込む道となって、最終的に本道における再生可能エネルギーの潜在力を生かしたGX関連産業の振興につながるものと考えます。

道は、地域を顧みず、事業者側と一体となって、やみくもにGX関連投資の呼び込みに突き進んでいるといった印象を地域の方々に与えることのないよう十二分に留意し、丁寧に進めるべきだと考えます。この点を指摘しておきます。

最後に、観光振興についてです。

宿泊税に関するただいまの答弁では、さきの定例会終了後も様々な機会を捉えて宿泊税に関する説明と意見聴取を行ってきたとのことですが、先日、我が会派の代表者数名が、ある観光関連団体の代表者の方々から伺った際には、道から複数回説明があったものの、団体側から問題提起していた点については議論が平行線のままの状態にある旨の説明があり、同僚議員からも同様の声が寄せられています。

また、道が想定している段階的定額制と異なる定率制で既に宿泊税を導入している倶知安町とは、いまだに協議、調整が継続中であり、昨日には、定率徴収に配慮を求める意見書が町議会で

可決されたとのことであります。

知事は、様々な機会を捉えて、御自身が、直接、関係者の方々のお話を聞く考えを示し、より多くの方々から新税について理解を得られるよう不断に努力する考えを示されましたが、宿泊事業者の方々や関係の市町村の意見にしっかりと向き合い、理解を得られるよう力を尽くすべきであります。この点は強く指摘をしておきます。

以上、指摘した事項を含め、引き続き我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 安住太伸君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時1分開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

笹田浩君。

○66番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合議員会を代表して、通告に従い、知事及び教育長に順次質問します。

まず、人口減少対策について伺います。

地方創生10年間の検証報告書で、政府は、現状、「人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にある」、今後は、「女性・若者にとって魅力的な、働きやすい、暮らしやすい地域づくりに向けた検討を女性・若者の視点から行っていく必要がある」としましたが、先般は、東京に在住、通勤の女性が結婚を機に地方に移住すれば60万円を支給する新制度案が猛烈批判を受け、再検討を余儀なくされるなど、検証が全く生かされず、国の対策は上から目線かつ対症療法に終始しており、残念ながらその成果を見込むことはできません。

同じ轍を踏まぬよう、道は、道内の女性、若者の現実の声を丁寧に聞き取り、その視点に沿った対策を全道域で講じていく必要があると考えますが、10年先、20年先を見据えた人口減少対策について、知事の所見を伺います。

次に、人口流出に関しては、やりたい仕事、やりがいのある仕事が地方では見つからないとの要因のほか、男女の格差が、特に若い女性の都市部への人口流出につながっているとの分析があります。

本道は、他の都府県と比べ、ジェンダー・ギャップ指数が最低レベルであり、こうしたことから、現在、点検が進んでいる地域振興条例については、様々な格差の解消と人権の尊重を大きな柱に据える必要があると考えますが、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、内部通報制度について伺います。

報道によると、兵庫県では、知事のパワハラ疑惑による県政の混乱が続いています。一連の疑惑の発端となった告発文書を発出した元県職員を公益通報者保護の対象とせず、性急に懲戒処分にしたことも問題となっています。

道においても、一般の方などからの公益通報窓口や職員等の内部通報窓口を設けていると承知していますが、こうした窓口は、告発者保護の観点から、適正かつ中立的に運用されることが不可欠であり、とりわけ、内部通報制度は、職員が萎縮して告発をちゅうちょするなどして道庁内部からの告発の機会を奪うことのないよう、職員を守る仕組みとしてしっかりと機能させることが何より重要です。

そこで、道では、これまで職員からの内部通報についてどのように対応してきたのか、伺うとともに、とりわけ重要である秘密保持や中立性をどのように確保し、運用しているのか、制度の在り方に関する知事の認識も含め、所見を伺います。

次に、先般、道は、事務手続の誤りなどにより、コロナ臨時交付金7億3000万円を国に返還したと公表しました。国と協議中のものを含めると約14億円になるとのことです。引き続き、他の補助金等も含めた全庁的な調査を実施中と承知しますが、これまで明らかになった中では、担当者の誤認や認識不足のみならず、関係部局内を含めた全体の事務プロセスの中で是正に至らなかったとのことであり、道庁組織全体の重大な問題として捉えなければなりません。

国への返還や道の一般財源での負担を余儀なくされたことについては、知事や幹部職員も含め、当然、重く責任が問われます。本事案に対する知事の受け止め及び知事自身を含めた責任について所見を伺うとともに、今般の事案を受け、経済部はもとより、全庁で再発防止に向け、どう取り組むのか、お伺いいたします。

次に、この6月に道と札幌市がGX金融・資産運用特区の対象地域の一つとして選ばれました。しかし、さきの定例会でも指摘したとおり、道民全体が享受し得るメリットが全く見えてきません。

まず、東京、大阪、福岡との競合が起き、各自治体が外資の融資を競って税率引下げや窓口業務の拡充を行うので、その分、住民行政の他の部門にしわ寄せが行く結果となる懸念もあります。また、海外の資金運用会社を集めても、それだけでは足りず、その地域に成長企業がなければ投資は集まりませんし、道や札幌市に投資してくれるとは限りません。

ラピダスの進出効果さえも地域限定的なものにとどまるのではないかと指摘される中、このGX金融・資産運用特区の効果を道民全体が享受し得るとはとても考えにくいのですが、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、道は、先般、GX特区における地方税の税制優遇について基本的な考え方を示しましたが、税制優遇により何を指すのか、誰に対するどのようなインセンティブと考えているのか、コンセプトが不明瞭です。優遇策の検討に当たっては、議会議論も踏まえ、有識者懇談会が設置されたところですが、僅か2回開催されたのみで終了しています。道が導入を目指す観光振興税については、時間をかけて今も議論が続く、現在も地域説明に汗をかいていることと比べると、

今回の進め方はあまりに拙速ではないでしょうか。

地方税は、地方自治の根幹をなす財源であり、増税であれ減税であれ、その取扱いについては幅広い視点から慎重な検討を要するものと考えますが、知事はそうした視点を軽視していると言わざるを得ません。

そもそも有識者懇談会では、例えば、10年の措置期間は長過ぎるのではないかなど、税制優遇の対象や税目などについて様々な意見があったと承知しますが、それらに対し、どう応えているのでしょうか。結論ありきで、道にとって都合のよい意見だけ切り取って反映してはいないのでしょうか。

そこで、今回の道案の提示に当たり、有識者からの意見をどうそしゃく、反映したのか、伺うとともに、知事自身の税制優遇の在り方への認識及び税制優遇と立地補助などの政策的インセンティブとのすみ分けに係る所見も含め、具体的に伺います。

次に、スマート道庁について伺います。

スマート道庁は、「健康で生き生き働ける職場環境の実現」に繋げる取組」と承知していますが、道の調査によると、誰もが働きやすい職場や仕事にやりがいを感じるとの割合は増えておらず、逆に、高ストレスを抱える職員や精神疾患による長期療養者の割合は増えています。

また、職員の間で公用スマホの活用度合いにばらつきがあるとの一部報道もあったところですが、今後、公用スマホ契約の更新に当たり、引き続き全職員へのスマホ貸与が必要なのか、費用対効果の面でも検討が必要だと考えます。

そこで、公用スマホの貸与を含めた現段階までのスマート道庁の取組を、知事はどのように評価し、改善していく考えか、所見を伺います。

次に、若手職員等の離職防止についてです。

道人事課によると、2022年度に自己都合で退職した職員は206人で、そのうち29歳以下が全体の57%、39歳以下では79%と、いずれも高い数値となっています。また、今春採用の大卒の一般事務職には312人が合格しましたが、内定辞退率は前年比1.9ポイント増の39.4%に達していることから、早急な対応が必要であります。

まずは、道として若手職員の離職防止対策に関する調査分析を主体的に実施し、また、リスクリングのための職場環境を整え、獲得した資格やスキルに応じてインセンティブを付与するなどの取組強化が必要です。知事の所見を伺います。

次に、防災、減災についてであります。

宮崎県南部で発生した地震を受けて発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）により、住民生活に様々な影響が現れたと承知していますが、道内でも北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表される可能性があり、地震への日頃からの備えを前提とした上で必要な防災対策が取られるべきと考えますが、道内で後発地震注意情報が発表された際の道の対応について伺います。

次に、医療・福祉課題についてです。

今般提案された補正予算には、電子処方箋を導入する民間施設に対する支援や道立施設への導入に要する経費約5億7000万円余りが計上されていますが、今回の予算で手当てされるのは、全道約8200の補助対象施設のうち半数にも満たない約43%にとどまるとのことです。

岸田総理の肝煎りで、おおむね全ての医療機関等への年度内導入が政府の目標とされる中、到底、そこには届かない数字であり、さらに、無事にシステム改修の期間や業者を確保でき、実際に導入が可能となるのは、このうちさらに一部の施設にとどまるものと考えられます。また、他県では当初予算や6月補正で予算措置しているところもあり、道の予算提案のタイミングは遅きに失していると言わざるを得ません。

そもそも政府目標の妥当性の欠如は火を見るより明らかですが、導入のメリットがないと考えていたり、導入したくてもシステム改修の業者や時間を確保できない施設も多数ある中、電子処方箋導入の意義をどう考え、今後、道としてどのように取り組んでいくつもりなのか、知事の所見を伺います。

次に、北海道薬剤師確保計画について伺います。

先般、北海道薬剤師確保計画の基本的な考え方が示されたと承知していますが、道内における薬剤師の地域偏在や業態偏在の是正がこれまで以上に強く求められている中で、実際に効果を上げられる計画となるのか、不安が尽きません。

給料や業務内容の自由度の違いなど、現状の根本的な課題の改善にメスを入れずして、期待するような人材の確保、偏在の解消は、実際のところ、極めて厳しいと考えますが、これからの北海道薬剤師確保計画の検討に際し、実効性を高めるためにどのように取り組む考えか、知事の所見を伺います。

次に、認知症対策の推進についてです。

厚生労働省の研究班が2022年に調査した将来推計によれば、2060年には全国で認知症の方が645万人、軽度認知障がいの方が632万人に達するとされており、また、高齢者のみならず、若年性認知症への支援も社会的な問題となっています。

こうした中、各般の認知症施策も行われていますが、対応する医師の確保、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、課題は山積していると承知しています。こうした課題を解決し、認知症の早期発見と早期治療はもとより、認知症の方々との共生に向けたサポートをより一層強化していくべきと考えますが、どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、不適切な事務処理への対応についてです。

道は、株式会社電通プロモーションエグゼによる過請求行為に関し、同社関係者を被告発人として、8月29日に北海道警察に詐欺の疑いで告発状を提出しました。しかし、本事案は発覚してから既に1年も経過しており、対応があまりにも遅過ぎるのではないのでしょうか。

そこで、告発までに時間がかかった理由と、契約の相手方としない措置が報道でもあった12か月間とするならば、この定例会中に入札の権利が発生しますが、今後どのように対応する考えなのか、併せて知事の所見を伺います。

次に、経済と雇用対策についてです。

本年8月、北海道地方最低賃金審議会は、2024年度の道内最低賃金を現在の時給960円から50円引き上げ、1010円に改定し、10月1日から発効することで結審しました。真摯な議論の結果として一定の評価はしつつも、残念ながら物価高騰は続いており、最低賃金で働く労働者の暮らしは依然として厳しいままです。

一方、徳島県は、知事自らが大幅な引上げを要請した結果、全国で一番の引上げ額となる84円の引上げとなりましたが、道民の暮らしを守り、経済活性化を図るためにも、道として道内全体でのさらなる賃上げに向けて強く取り組んでいく必要があると考えます。知事の所見及び今後の取組について伺います。

次に、物価高騰対策についてです。

食料品に関してだけでも今月から1392品が値上がりするなど、物価高騰の流れが止まりません。公共交通機関でも値上がりの方針が示され、札幌市は全ての市内路線バスの均一運賃を12月から30円値上げする方針を明らかにしていますし、J R北海道も来年4月から運賃を平均7.6%引き上げることを国に申請しており、通勤や通学などでバスやJ Rを利用する方々にはさらなる負担となるわけであります。

過去の家計調査によれば、本道はこれから消費支出増加の時期でもあり、物価高騰と重なることで家計がさらに逼迫するのは必至です。助けが必要な道民について、その生活を守るための物価高騰対策を検討すべきだと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ラピダス建設に伴う影響についてです。

ラピダス社の次世代半導体工場は、2025年のパイロットライン稼働に向けて、現在、工事が進められており、作業員数はこの9月に最大の4400人とされています。国策事業でもあり、引渡し日などの工期が厳守となっていることや、発注者からの要望や変更が多いため、作業が思うように進まず、時間外労働や土・日出勤が発生している企業も多く存在していますが、人が犠牲になっての成功はあり得ません。

労働環境がしっかりと守られるよう、労働基準監督署などと連携し、関係企業に対し、労働基準法を遵守させるよう取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、ラピダス社での工事に関わる賃金は時給2000円を超え、千歳地区には多くの労働者が集中しています。この時給は最低賃金の約2倍であり、今後、ラピダス社関連の工事を請け負っている事業者への転職が多くなることも予想され、他地域や他産業での労働者不足、雇用確保が懸念されますが、道内の現状及びこうした懸念に対する知事の所見を伺います。

また、特に建設業に関しては、ラピダス建設に伴い、近隣自治体の建設業者が相当数入り込んでおり、人材不足の発生による人材の奪い合いも既に発生していると承知します。

そこで、他管内の技術者の流出や一層の人材不足が発生し、地域の仕事が停滞しないよう、市長会、町村会等とも連携し、労働者、人材が過度に千歳・札幌圏に集中しないよう対策を行う必要があると考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、地域のインフラ整備についてですが、今後、ラピダスの稼働に伴い、人口増による渋滞発生、公共交通機関の混雑、住まいの確保等、地域のインフラに関する課題発生が見込まれます。

周辺自治体と連携したインフラ整備を現段階から講ずるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、エネルギー政策についてです。

昨年度、本道の発電量に占める再生可能エネルギーの割合が初めて4割を超え、国のエネルギー基本計画で定めた2030年の再エネ比率目標である36%から38%を上回っている状況にあります。また、今後も洋上風力に代表される多くの再生エネの導入促進が見込まれることから、ゼロカーボン北海道を標榜する本道として、この先も、再エネの導入促進はもとより、電力の地産地消に資する様々な取組を強化し、地域雇用や産業の振興につなげていくべきと考えますが、送電網の増強や蓄電池の活用などの様々な課題もあります。

道として、再生可能エネルギーの一層の普及に向けた課題認識とともに、今後どのように対応していく考えか、知事の所見を伺います。

次に、放射性廃棄物最終処分場についてです。

8月1日、経産省の特定放射性廃棄物小委員会は、後志管内の寿都、神恵内で進められた文献調査の報告書案について、修正内容を了承しました。これにより、NUMOにおいて、秋以降に法令に基づく手続きが順次進められることになります。

寿都町では、概要調査への移行の是非をめぐり、住民投票を前に、地層処分などを学ぶ目的で町民向け勉強会を6月下旬から始め、7会場で延べ100人が参加したものの、これは人口の僅か4%足らずであり、住民議論は高まっていると言い難い状況ですし、そもそも、これは北海道全体の問題でもあります。身近な隣接自治体の反対の意見もあると承知しますし、これを寿都町と神恵内村だけの議論や首長の意見ばかりがフォーカスされるのは不本意であります。

そこで、本件に関する道民全体と近隣自治体の意見について、知事の認識を伺うとともに、この時期だからこそ改めて、本道の条例制定の趣旨を踏まえた道としての反対の姿勢を明確に伝える努力を尽くすべきだと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、観光振興を目的とした新税について伺います。

地域のインフラ等を利用したり、観光施策の効果を享受していることからすると、道内外の旅行者が相応分のコストを負担することは理解しますが、様々な目的による宿泊者がいる中であって、納税義務者等のうち、課税免除の対象であったり、税率、特別徴収義務者の違反時における対応などの多くの点について、依然として疑問を持つ道民は多くいます。

本定例会では、条例のたたき台である素案が示されましたが、今後、知事は、幅広く、道民や、あるいは、道外の皆さん、協力をお願いする事業者や自治体等のコンセンサスをどのように得ながら、それぞれの納得感を高めていこうとするのか、所見を伺います。

次に、観光予算についてです。

本定例会に提出された補正予算には、インバウンドの誘客促進を図るため、日高・十勝地域におけるマーケティング調査等を実施するための国立公園インバウンド誘客促進調査事業費約2200万円が計上されています。しかし、本事業は、北海道観光機構による負担金事業であり、本年度の道の当初予算にもマーケティング等の機構負担金事業が計上されている中、重ねて予算を増額する理由が不明ですし、そもそも日高山脈襟裳十勝国立公園の指定は当初予算時点でも既に見込まれており、本当に必要な予算だというのであれば当初予算に計上できたはずであります。

そこで、本事業は、なぜこのタイミングでの予算提案となったのか、また、当初予算ではなく補正予算での対応を要する理由と事業の必要性について、知事の所見を伺います。

次に、物流の2024年問題についてです。

十勝港からの定期コンテナ船が18年ぶりに就航しました。より一層のモーダルシフトを推進するに当たり、鉄路、海路ともに必要な中継拠点などのインフラ整備、悪天候などの自然災害対策、出荷した後の帰路を有効活用するなどの課題が山積しています。本道においては、特に農畜産物の安定的な出荷のための、一層の対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、物流の2024年問題解決のためには、労働力確保、安心して働ける環境づくり、古い商習慣の見直し、荷待ちや荷役時間の適正な把握や、労働生産性の向上を図るなど、総合的に進める必要があります。これらについて、国の関係機関等とも連携した道の積極的な対応が必要だと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、J R 貨物の車両組立て不正の影響についてです。

今週の火曜日、9月10日に、J R 貨物における車両組立て不正が明らかとなりました。その不正の全容解明については今後の調査結果が待たれるところでありますけれども、大変気になるのは、報道でもあった、車両の検査を終えるまで、当面、貨物の輸送能力は1割程度低下するということについてです。

当面の期間が不明であるわけですし、輸送能力の1割低下が本道にどう影響するのか、道はしっかりと分析、把握すべきであり、その影響を最小限にとどめるための取組を早急に講じるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、北海道新幹線札幌延伸の延期についてです。

7月30日に開催された第1回目の延伸推進会議では、自治体や経済界から、一日も早い開業と工事状況の情報提供を望む声も多くあり、月ごとに情報を詳しく提供されれば道民にもよく伝わるなど、各地域の実情に応じた情報の共有も求められたと承知します。

そこで、道が把握している新たな開業時期の見通し及び工事状況の情報などを丁寧に、定期的に道民に伝えることについて、知事の所見を伺います。

次に、J R 北海道黄色線区の対応についてです。

J R 北海道は、黄色線区8区間に対し、2026年度に達成する区間ごとの目標を定めました。コロナ禍前の2017年度と同水準の収支目標と、赤字をさらに2割削減する、難易度の高いチャレンジ目標であります。大変厳しい目標値と感じられますが、目標達成に向け、沿線自治体はその路

線の特性に合わせた対策を今後組まなくてはなりません。

鉄路の維持・活性化に向けて、知事は、再三、ＪＲと沿線地域の協議が円滑に進められるように道は役割を果たすと発言していますが、その役割がどのようなものなのかは全く見えてこないのが現状であります。その目標を達成するために、沿線自治体は、観光での利用拡大、バスとの連携、利便性の向上など、それぞれ対策が徹底されることになります。道として積極的に利用促進支援に取り組むべきと考えますが、まず、知事の所見を伺います。

また、この目標が達成できた場合は当然として、たとえ目標を達成できなかったとしても、維持を大前提とした対応をＪＲ北海道に求めていくべきだと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、ヒグマ対策についてです。

環境省は、市街地での猟銃による駆除を原則禁じている鳥獣保護管理法を改正し、人身被害が生じる可能性がある場合などに銃の使用を可能とする方針を決め、現在禁止の夜間の猟銃使用を可能とすることも検討しています。この方針は、自治体職員を想定した現場責任者の選定やマニュアルの作成なども求めています。

責任者を担える人材不足など、依然として困難な課題がある中、道は、今後のヒグマ対策において、どのように改正法に対応し、取り組むお考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、ＰＦＡＳへの対応についてです。

ＰＦＡＳは、全国各地で検出例が見られますが、道内でも直近では安平川から基準を超える値が検出され、道は、現在、原因の究明と安平川、千歳川でのモニタリングを予定していると承知しています。流域には、健康への被害、農作物や漁業への影響を懸念する声も聞かれますが、この原因究明の状況について、まずお伺いいたします。

また、ＰＦＡＳに関しては、現在は暫定目標しか定められておらず、法的義務も設けられていませんが、健康への影響が解明されていない以上、道民の持つ不安を解消するためにも、道内の河川等における一斉全道調査の実施と、その後の定期的、長期的な水質調査等の対応を検討すべきと考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、気候変動適応法改正に基づく対応についてです。

気候変動適応法の改正により、2024年4月より、市町村は公民館や図書館などの公共施設や民間施設などをクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒情報の発表期間中は一般に開放されることとなりました。都道府県においては、積極的に住民がクーリングシェルターにアクセスしやすいように情報を公開することが望まれますが、北海道のホームページを確認したところ、クーリングシェルターは各市町村にお尋ねくださいとあり、バナーをクリックすると環境省のホームページに移行します。道内のクーリングシェルターがどこにあるのか、アクセスしやすいとはとても言えません。

道内の市町村が設置したクーリングシェルターを分かりやすく公表することが必要と考えますが、知事の所見を伺います。

また、道としても公共施設をクーリングスポットとして活用する、また、民間施設等に協力を促すなど、積極的な取組をすべきと考えますが、併せて伺います。

次に、世界遺産——北海道・北東北の縄文遺跡群についてです。

今年末の北海道における縄文世界遺産の拠点形成方針策定に向けて、現在、精力的に策定作業が行われていると認識しています。道内にある6資産が、それぞれの地域でのまちづくり、教育的効果、集客効果や調査研究など、様々な目的を持つものになることを大いに期待するところですが、拠点形成方針がどのような目的を持ち、どのような効果をもたらすと考えているのか、知事の所見を伺います。

また、世界遺産を構成する17遺跡の昨年度の来訪者は約43万人で、3年連続の増加となったものの、前年度を上回ったのは4遺跡にとどまり、来訪者の偏りも大きいものと承知します。登録5周年となる2026年度に向けて、北東北との連携を強化し、縄文ファンをさらに増やす取組の展開を期待しますが、知事の所見を伺います。

次に、農業政策について伺います。

本年7月末に農水省が公表した直近の農業物価指数によると、前年に比べて飼料価格は若干下がっているものの、依然として高止まりが続いています。

本道では、良質かつ低コストの自給飼料を増産すべく各関係機関が取り組んでおり、飼料自給率は全国トップクラスの5割超えであるものの、生産資材高騰や副産物収入の低迷などで直近の経営は急激に悪化しており、さらなる自給飼料の生産拡大が強く求められています。道の認識及び今後の対応について、知事の所見を伺います。

次に、米の安定的な需給についてであります。

新米の流通を前に、米不足に関する報道もあり、8月末から9月、地域のスーパーなどでは米の品薄状態が続き、ついには買える米がなくなってしまう現象が発生しました。

知事も、先月末の定例記者会見で、9月にはおいしい新米が出回るので、必要な量をお買い求め、冷静に対応していただきたいと、鎮静化を図るべく発信したわけではありますが、たとえ総体需給は逼迫していなくとも、米の安定的な需給や市場流通での課題が露呈したことは明らかで、今後の対策は必須であります。

実際に最寄りの店頭から米が消えて米を買えなかった道民がいたことを踏まえ、今後どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

次に、林業政策について伺います。

昨年は、ミズナラなどの樹木が枯死するナラ枯れ被害が道内で初めて確認されました。そして、今年の虫の数は去年の7倍に上っており、被害が拡大しているおそれもあるとされています。全国でのナラ枯れは、2010年をピークに一旦減少に転じた経過があり、その間、林野庁をはじめ、各県が研究、対策しており、情報は蓄積しています。

初期段階での対応が重要であることが指摘されていますが、北海道での被害拡大を防止するためにどのように取り組んでいくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、低密度植栽についてです。

道は、ゼロカーボン北海道の実現や森林の若返り、想定される造林保育の労働力不足に対応する趣旨などから、低密度植栽を推し進めています。多くの森林が主伐、再造林の時期を迎えている今日、森林施業の低コスト化、省力化を通じて森林資源の循環利用を一層進める手段として、低密度植栽は有効な選択肢の一つだと思います。

しかし、本来、植栽密度は目標とする林型からの逆算で考えるべきであり、林地の立地条件や年間を通した気象条件などを考慮して判断するものだと思います。

低密度植栽は、森林所有者・施業者の理解なくして成り立たないことから、道内の様々な立地条件におけるデータやデメリットに対する具体的な支援策を提供して時間をかけて進めるべき施策だと思いますが、知事の所見を伺います。

次に、水産政策についてです。

ホタテガイ漁業について、今年、道内各地で稚貝採苗の状況が悪く、特に噴火湾海域では平年の1割未満にとどまっていると承知します。

道は、採苗不振の状況から、調査、対策等に今後どのように取り組む考えなのか、所見を伺います。

次に、ALPS処理水放出後の漁業者等の状況についてであります。

福島第一原発がALPS処理水を海洋に放出して1年がたちました。今なお、中国の日本産水産物の全面輸入停止は続き、漁業者、流通・加工業者などの損失は極めて大きいものとなっていますが、処理水放出によって被った北海道の漁業者、流通・加工業者などへの影響、損害の大きいホタテの加工・流通体制の現状についてどのように押さえているのか、伺います。

また、東京電力は、外国の禁輸措置で生じた損害、いわゆる風評被害によって減少した売上げなどへの賠償を行っていますが、海洋放出による影響を被害者自らが実証する必要があることから、申請に時間がかかり、補償を諦める流通・加工業者や、支払われるまでの資金繰りに苦慮する他県の状況が報道されています。

そこで、北海道における東電の賠償状況をどう把握しているのか、知事の所見を伺います。

次に、人権施策について伺います。

7月に改定された北海道総合計画では、「誰もがどこに住んでいても、人権や多様性が尊重され」とあります。

パートナーシップ制度は、性的マイノリティー当事者の心理的安全性という観点から必要性が指摘されており、新たな総合計画の策定を契機に、道としてのパートナーシップ制度導入に着手すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ施策についてです。

先般、令和5年の北海道アイヌ生活実態調査の実施結果が公表されました。この結果から、アイヌ施策が進んだ部分も多いと考えますが、一方で、依然、課題として残っている部分も見えます。例えば、自分自身がアイヌであることを理由に差別を受けたことがあるが、6年前、10

年前の調査では約23%だったのに対し、今回調査では29%に増加していますし、また、アイヌ施策推進法や、法における差別禁止の認知度についても十分だとは思えません。

今後の対応とともに、調査結果に対する知事の所見を伺います。

次に、北方領土返還要求運動等について伺います。

北方領土返還運動の最前線で活躍した千島連盟の前理事長で、前羅臼町長の脇紀美夫さんがお亡くなりになりました。御冥福をお祈りするとともに、これまでの功績に敬意と感謝を申し上げます。

私たちも、これまでの運動を無駄にさせない取組、交渉再開、交流再開に備えた環境の醸成に一層努めなければなりません。今年1月に発表された内閣府の世論調査結果では、18歳から30歳代の49%が、北方領土をロシアが不法占拠している現状を知らないとし、政府の情報発信が国民周知につながっていないことが明らかになっています。

道では、新たな取組として、オンライン講座や元島民2世、3世と根室管内の高校生との交流などの、若い世代への啓発活動の強化を図るものの、北方領土問題は全国民の問題だという認識が低迷している以上、全国教育機関との連携を積極的に進めるよう、国に要請するべきです。さらなるメディアの活用、元島民のかつての暮らしぶりを、直接、国民に伝える役割を担う語り部の育成に力を入れるべきだと思いますが、知事の所見を伺います。

次に、教育課題であります。

中教審は、8月、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学校における働きやすさと働きがいの両立に向けて答申を示しました。その中で、これまで我が国の教育が世界トップレベルにあるのは、教師の献身的な努力の成果がもたらしたものであると明言する一方で、学校が対応する課題の複雑化、困難化、家庭、地域をめぐる環境の変化、さらには、長時間労働をはじめとする教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要としています。道教委も答申を受け止め、今後、具体的な取組を行う必要があります。

そこで、数点伺います。

まず初めに、処遇の具体的な改革として、次年度の教職調整額を4%から13%への増額を検討しています。

そもそも、優れた教員の確保を目的に、教員の給与を一般公務員よりも優遇することを定めた人材確保法が制定された後の1980年には、優遇分は7.42%となっていました。しかし、公務員の給与制度が改革されたことで相対的に低下し、現在、その優遇分は僅か0.35%となっています。

こうした中、教員の成り手の確保が深刻な現状を受けて、当時の優遇分を超える、教職調整額を引き上げる具体的な案が示されました。

そこで伺いますが、労働としての対価としての今回の提案について、どのような認識を持っているのか、質の高い教員の確保に十分つながると考えているのか、教育長の所見を伺います。

次に、少人数学級編制についてです。

今回の答申の中では、「多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応」として、中学校を含

め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要とされています。

道は、これまで、道独自の措置として、国のスケジュールを1年前倒しして小学校の35人学級を実現してきました。また、中学1年生の一部についても35人学級としてきています。道としての独自性を大いに評価しますし、今年度をもって小学校では全ての学年で35人学級が実現します。

一方、全国では道以上の対応をしている自治体もあります。文科省調査では、一部の学校を対象とする場合を含め、昨年度、小学校で30人以下の学級を編制していたのは20自治体となっています。中学校では、30人以下が5自治体、31人から34人学級が5自治体、35人学級が53自治体と、独自の取組も進んでいます。

道内小中学校への今後の少人数学級編制に対する教育長の所見を伺います。

次に、業務削減についてであります。

学校改革のさらなる加速として、教育委員会は、まずは、時間外在校等時間が月80時間超えの教師ゼロ、全ての教師が45時間以内を目標としています。

現時点での達成状況及び次年度へ向けた業務削減の加速について、教育長の所見を伺います。

次に、日本語指導が必要な児童生徒への対応についてであります。

昨年度に文科省が実施した調査結果によれば、日本語での日常会話が十分にできなかったり、日常会話はできても学習への参加に支障が出ていたりするなど、日本語指導が必要な児童生徒がこの15年間で2倍以上に増えたことが明らかとなりました。昨年度は全国で6万9123人、2年前の前回調査時よりも1万人以上増加し、過去最多となりました。道内においても、昨年度246人、2年前と比較して1.8倍の増加となっています。

道教委として、日本語指導が必要な児童への教員の加配措置を行っていますが、その数は全道で14人と、対象となる児童と比べ、1割にも満たない状況で、要望のあった学校の半数ほどにしかな配置できていません。

そこで、今後、日本語指導を必要とする児童生徒に対し、どのような対応をしていくのか、教育長の所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、笹田議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、人口減少対策についてであります。道では、これまで、北海道創生総合戦略を策定し、本戦略の推進と併せて市町村戦略への支援を行い、本道の地域創生に取り組んできたところでありますが、人口の増加や、減少の緩和が見られる市町村が見受けられるものの、全国を上回るスピードで人口減少が続いており、女性や若年層の道外への転出超過といった課題を抱えるなど、依然として大変厳しい状況にあるものと認識しています。

人口減少対策は、長期的な視点で取り組む必要があることから、道としては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計等を踏まえるとともに、これまでいただいた女性や若者、地域住民の

方々からの御意見に加え、子ども世代を含めた多様な意見を丁寧に伺いながら、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の観点を踏まえ、次期創生総合戦略の策定に向け、検討を進めているところであり、将来にわたり、一人一人が豊かで安心して住み続けられる地域の実現を目指して、実効性のある施策を展開してまいります。

次に、内部通報制度についてであります。私としては、法令等に違反する職務上の行為に対し、職員が安心して通報できる内部通報制度は、不正の未然防止や効率的で公正な職務執行の確保の観点から重要であると認識しています。

道としては、これまで、通報者を特定させる行為や、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する措置を講じるなど、公益通報者保護法の趣旨に基づき、職員からの通報に適切に対応してきたところでございます。

こうした中、令和4年度には、匿名での通報を可能としたほか、弁護士による外部窓口を設置したことなどにより、通報件数は近年増加傾向にあることから、今後とも、通報者の秘密保持や中立性の確保に留意しながら、制度の適正な運用が図られるよう取り組んでまいります。

次に、臨時交付金の返還事案についてであります。道では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した事業において、このたび、令和4年度の一部の事業の中で、年度内に支払いを行うべき間接補助事業等であったにもかかわらず、年度を超えて支払いを行ったため、国に交付金を返還する事案が発生しており、私としては、こうした事務手続の誤りにより、国の交付金が受けられなかったことを重く受け止めています。

道としては、9月2日付で、全庁に、国からの補助金などを受けて実施する間接補助事業等の適正な執行を徹底するよう、注意喚起の文書を発出したほか、現在、臨時交付金に加え、他の補助金等にも対象を拡大し、同種の事案がないか、全庁で調査を実施しているところであり、その結果も踏まえ、効果的な再発防止策を検討するなど、適切に対処してまいります。

次に、GX金融・資産運用特区についてであります。道では、GX産業の集積に向けた動きを全道に広げていくことが重要と考えており、このためには、道内全域を対象とするGX金融・資産運用特区の活用を促進していく必要があるものと認識しています。

道としては、まずは、特区の制度内容などを御理解いただくため、14振興局で市町村や事業者向けの説明会を順次実施するなど、特区で提案した内容や活用方法などについて情報共有を図ってきたところであります。

こうした中、道内では、松前沖の洋上風力発電が促進区域に向けて協議会の意見が取りまとまったほか、地域の再エネ資源の活用やデータセンターの立地など、各地域においてGX産業に関連する新たな動きが出始めてきています。

道としては、今後は、こうした動きを、全道域において企業立地や事業の拡大、それによる雇用創出などに着実に結びつけていけるよう、チーム札幌・北海道の構成機関や地域の皆様などと緊密に連携しながら取組を進め、経済と環境が好循環する持続的な地域社会の構築を進めてまいります。

次に、GX金融・資産運用特区に係る地方税の税制優遇についてであります。道では、特区提案において目指す姿として、GX産業の全道域での集積と、金融機能の札幌市域での強化、集積を掲げており、その実現に向けた地元の主体的な取組の一つとして、道税の優遇措置を検討することとしております。

こうした中で、優遇内容の検討に当たっては、効果的かつ妥当な制度となるよう、幅広い分野の有識者の皆様から御意見を伺うための懇談会を開催し、税制優遇制度に関する基本的な考え方について御議論いただいたところであります。

懇談会では、対象事業や対象事業者、対象税目などについては有識者の皆様から一定の御理解をいただけたところであり、道としては、今後、優遇期間や税率、制度期間などについて、立地補助金や既存の税制優遇制度などとの相乗効果のほか、他都市との競争力、制度の分かりやすさといった有識者の皆様から頂戴した視点を踏まえ、道議会で御議論いただきながら、全道域でのGX産業の集積に向け、十分効果的な制度となるよう、来年度からの制度導入に向けて検討を深めてまいります。

次に、行財政運営に関し、職員の離職防止に向けた取組についてであります。近年、道における若年層の自己都合退職者は増加傾向にあり、職場への定着促進は喫緊の課題であると認識しています。

このため、道では、今年度、離職防止にも効果的な1on1ミーティングの導入や、外部専門家にキャリアなどの相談ができる制度の試行実施をするとともに、資格取得に向けた通信教育講座の受講費用の助成や、職務に役立つ資格の取得等について、任用や給与など人事管理の基礎となる人事評価に反映しております。

道としては、今後、新たに策定する人材育成基本方針において、離職防止の取組をはじめとした人材確保策を施策の柱に位置づけるとともに、複雑・多様化する行政課題に的確に対応できるよう、高い専門性を有する人材の育成についてもより一層充実するなど、職員の声も聞きながら、職員がやりがいや成長実感を得られる職場環境づくりに取り組んでまいります。

次に、防災、減災に関し、北海道・三陸沖後発地震注意情報についてであります。8月に発生した宮崎県日向灘での地震を受けて、南海トラフ地震臨時情報が制度運用後初めて発表され、1都2府26県の広範囲にわたり注意喚起がなされたところであります。

道では、このたびの臨時情報を受け、日頃からの備えが重要であると改めて認識するとともに、道民の皆様に向けて、道内でも、日本海溝・千島海溝沿いの対象エリアでマグニチュード7以上の巨大地震が発生した場合には後発地震注意情報が発表される可能性があることや、家庭における備蓄品の点検や避難場所を確認いただくことなど、道のSNSやホームページでの情報提供を行ったところです。

国においては、このたびの臨時情報に基づく防災対応などを検証することとしており、道としては、まずは、国や市町村との情報伝達訓練や防災イベントなど、様々な機会を通じ、制度の理解を深めつつ、国の検証結果を踏まえ、道民の皆様への呼びかけの内容や、周知、広報の在り方

などについて必要な改善を行ってまいります。今後とも、巨大地震の発生に備え、国や市町村、関係機関と連携し、防災教育のより一層の充実強化を図り、道民の皆様の防災意識の向上に取り組んでまいります。

次に、医療・福祉施策に関し、まず、電子処方箋の普及促進についてであります。電子処方箋は、医療の効率化はもとより、重複投薬の防止といった医療安全の向上のほか、お薬手帳の持ち運びが不要になるなど、患者の利便性にもつながる有益なものであると考えています。

こうした中、道内の医療機関等における導入率は現時点で13%程度であることから、道では、導入のメリットについて、道医師会など関係団体に説明をするとともに、個々の医療機関や薬局の意向を丁寧に把握した上で、今年度中に導入を希望する全ての医療機関等に支援できるよう、必要な補正予算を今定例会に提案させていただきました。

また、一部の医療機関等から、システム事業者の対応の遅れを懸念する声があることも踏まえ、道では、電子処方箋の一定の普及が図られるまで補助事業を継続することや、対応可能な事業者の一層の拡大などについて、国に対し、全国知事会を通じて要望しているところであり、今後とも、関係団体などと緊密に連携し、医療機関等からの相談にも適切に対応しながら、電子処方箋の早期かつ円滑な導入に取り組んでまいります。

次に、薬剤師の確保計画についてであります。道内全体として、薬剤師の需給バランスはおおむね保たれているものの、都市部への集中による地域偏在に加え、勤務条件の違いなどから、病院薬剤師が不足する業態偏在などの課題があることを踏まえ、道では、本道の実情に応じた確保策を進めるための計画策定に向けて検討を進めており、さきの保健福祉委員会において、少数区域等における目標薬剤師数を設定し、偏在解消に向けた取組の方向性を定めるといった、計画の基本的な考え方を報告させていただいたところです。

計画の策定に当たっては、まずは、薬剤師の勤務実態の把握が重要であることから、現在、全ての病院と薬局の薬剤師を対象に、当直回数や休暇の取得状況、勤務先を選ぶ際の条件などについて調査を実施しております。

道としては、今後、この調査結果について、道薬剤師会や道医師会、薬学教育機関等で構成する有識者検討会で御議論いただき、広域分散型といった本道の地域特性や、高度化、多様化する薬剤師業務を見据えた、より効果的な確保策の検討を進め、地域における薬剤師の確保につながるよう、計画の策定に取り組んでまいります。

次に、認知症施策の推進についてであります。高齢化が急速に進行する本道においては認知症高齢者の増加が見込まれていることから、道では、これまで、かかりつけ医への指導助言等を行う認知症サポート医の養成や、早期の発見と的確な診断につなぐための認知症初期集中支援チームの活動支援、若年性認知症の方の多様なニーズに応じた相談支援を行うコーディネーターの養成などに取り組んできております。

また、こうした施策に加え、本年度からスタートした第9期介護保険事業支援計画においても、基本目標の一つに認知症施策の推進を位置づけ、認知症に関する正しい知識と理解を持つ認

知症サポーターを養成するなど、社会の理解を深めるための施策に取り組んでいるところであり、今後とも、当事者団体や保健・医療・福祉団体等で構成する協議会で御意見を伺い、市町村とも連携しながら、共生社会の実現に向けて、より効果的な認知症施策を推進してまいります。

次に、株式会社電通プロモーションエグゼ過請求事案への対応についてであります。道では、エグゼ社による意図的な改ざんなどの不適切行為に関し、先月29日、過請求への関与が疑われる同社関係者を被告発人として、道警察へ告発状を提出し、受理されたところでございます。

告発に当たっては、欺罔行為により詐取されたことを客観的に立証できる被害金額を特定することが求められますことから、顧問弁護士からの御助言をいただくなどしながら鋭意準備を進めてまいりましたが、本事案は多くの事業にわたっていることなどから、結果として道警察との協議に時間を要したものでございます。

なお、エグゼ社が行った行為は、道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に規定する、業務に関し不正な行為をし、契約の相手方として不適当であるときに該当することから、契約の相手方としない期間が1か月以上12か月以内とされている中で、12か月を適用したところであり、新たな不適切行為が確認されない限り、決定済みの期間をもって終了する考えでございます。

次に、経済・雇用施策に関し、まず、実質賃金の引上げについてであります。地域別の最低賃金は、地方最低賃金審議会が、地域の経済・雇用情勢や賃上げに伴う企業への影響などを総合的に勘案し、決定されるものであり、道としては、この最低賃金が遵守されることが重要と認識しています。

最低賃金額の引上げは、多くの働く方々の生活の向上や消費の拡大に寄与する一方、人手不足や原材料価格の上昇など、厳しい状況にある道内の中小・小規模事業者の方々の経営に少なからず影響を与えることが懸念されます。

このため、道としては、適切な価格転嫁や事業者の生産性の向上に向けて、下請取引の適正化などに取り組むパートナーシップ構築宣言の普及を推進するほか、伴走型の経営相談による支援や、各種助成制度の利用促進など、経済産業局や労働局と連携し、賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、物価高への対応についてであります。本道経済は持ち直しの動きが続いているものの、燃料価格の高止まりや相次ぐ食料品の値上げなど、長引く物価高により道民の皆様や事業者の方々にとって厳しい状況が続いているものと認識しています。

道では、これまで、国に対し、物価高への影響緩和策について要望を行うとともに、価格高騰等経済対策を策定し、道民の皆様に向けては、道独自にLPガス利用者への負担軽減や子育て世帯に対するお米券、牛乳券の支給など、累次にわたり支援策を講じてきたところでございます。

道としては、経済動向に関する継続的な調査に加え、関係機関へのヒアリングなどにより把握した道民の皆様や事業者の方々の実情やニーズ、国の政策動向などを踏まえ、今後とも、直面する課題にきめ細かく、かつ機動的に対応してまいります。

次に、ラピダス社の建設に伴う影響に関し、まず、人材の集中への対応についてであります。道内の有効求人倍率や企業経営者意識調査の結果を見ると、様々な業種で人手不足が続いており、特に建設業においては、大型の建設工事や再開発が複数進行する中で、若年者の入職が減少し、就業者の高齢化が進行するなど、深刻な人手不足となっており、就業者の確保に向けた取組を進める必要があると認識しています。

このため、道では、地域の人材確保に向けて、国とも連携して全道域へのU・Iターンの促進に取り組んでいるほか、建設業など道内の中小企業を対象に、採用強化や職場定着に向けた専門家による助言や、企業説明会の開催、建設団体等が行う担い手の確保育成への支援を行っているところでございます。

道としては、地域産業の維持発展のため、今後とも、人手不足に直面する地域をはじめ、道内各地の状況を丁寧に把握し、企業の方々の声に耳を傾けながら、国や市町村、関係団体と連携し、人材の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、インフラ整備についてであります。道では、ラピダス社の立地やそれに伴う関連産業の集積などにより、今後、関係者の方々の移住や産業活動の活発化が見込まれる中、産業活動や生活に関連するインフラ整備などについては、国や千歳市、周辺市町村などと連携し、状況に応じて段階的に取り組んでいく必要があるものと認識しています。

道としては、これまでも、工場が立地する千歳美々ワールド内の交通量の増加等に対応するため、JR千歳線をまたぐ跨線橋を含むアクセス道路の整備を千歳市とともに進めるなど、必要な対応を行ってきているところであり、引き続き、ラピダス社の事業の進捗や関連産業の立地動向などを注視しながら、想定される具体的な課題の早期の把握に努め、企業や従業員の方々を受け入れるための環境整備等について検討を進めてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、再生可能エネルギーの導入などについてであります。ゼロカーボン北海道の実現に向けては、全国随一の再エネポテンシャルを生かして、導入拡大を図るとともに、道内において最大限活用できるよう、地域経済の好循環が期待できる地産地消の取組を進めていくことが重要と認識しています。

こうした認識の下、道では、再エネの地産地消を促進するため、地域資源を生かした市町村などによる取組を支援するとともに、再エネを活用したデータセンターなどの誘致にも取り組んでおり、案件が大型化していく中、取組を進めていく上では、大規模な電力需要に対応する電力供給インフラの整備などが課題であると認識しています。

道としては、こうした課題を解決するため、系統増強や蓄電池など、関連するインフラ整備等への支援を国に要望するなど、必要な対応を行い、再エネのさらなる導入促進を図り、全道域でのGX産業の集積促進に取り組んでまいります。

次に、特定放射性廃棄物の最終処分についてであります。道内では、寿都町と神恵内村が所在する後志管内の市町村をはじめとした60を超える自治体において、特定放射性廃棄物を受け入れないとする旨の条例の制定や意見書の採択などが行われており、道では、こうした取組につい

ては、それぞれのお考えの下、住民の代表である議会での議決を経た結果であると受け止めています。

概要調査は、最終処分場の建設地選定のプロセスの一つの段階であることから、私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、道の条例制定の趣旨も踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであり、その表明に当たっては、道議会での御議論はもとより、道民の皆様の御意見なども踏まえ、適切に対応してまいります。

また、こうした考え方については、道として、道民の皆様に御理解いただけるよう、引き続き、ホームページや広報紙、SNSなど様々な機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、観光政策に関し、まずは、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、新税の導入に向けては、道民の皆様や、市町村、事業者など関係の皆様のお意見を丁寧に伺いながら、道議会で御議論いただき、検討を深めていくことが重要と考えております。

このため、道としては、ホームページやSNS、広報紙を通じた意見の募集やパブリックコメントなどを実施してきたほか、さきの定例会終了後には、宿泊者や道内全ての宿泊事業者に対する制度の周知やアンケートの実施、さらには、道内各地に出向いて市町村や事業者の方々との意見交換を行うなど、新税に関する御説明と、御意見を聴取してきたところでございます。

また、私自身といたしましても、道の広報番組やSNSを活用し、新税の必要性や考え方などの周知に努めているほか、私が地域に訪問した際には、地域の観光関係者の皆様に新税の概要を説明するとともに、意見交換を行ったところでございます。

今後は、交流人口の増加によるにぎわいの創出や、地域における消費拡大といった観光振興と地域経済活性化の好循環を生み出す観光立国・北海道の実現に向け、関係団体の皆様と幅広く意見交換を行うべく準備をしているほか、徴収事務の在り方など、制度や用途の詳細についても検討を深め、新税に関し、より多くの皆様に御理解と納得をいただけるよう、様々な機会を捉え、丁寧に説明を行ってまいります。

次に、国立公園インバウンド誘客促進調査事業費についてであります。道では、国立公園における観光施策の推進に向けては、環境に配慮した上で誘客の促進を図っていくことが重要と認識し、本年6月に日高山脈襟裳十勝国立公園が新たに指定を受けたことを契機として、日高、十勝の両振興局を含む庁内の連携推進会議を設置し、関係部局が連携した取組を進める体制を整えたところでございます。

こうした中、本事業では、日高・十勝地域の関係者の皆様の声に丁寧に耳を傾け、商品等の造成やプロモーションへ反映するとともに、他の六つの国立公園につきましても一体的な魅力発信を行うために実施しようとするものでございます。

また、7月には、政府が民間活力を活用した国立公園等の魅力向上に向けて取り組む方針を公表しており、本事業では、この方針に対しても、道内各国立公園を擁する各地域の意向把握を行うものであります。

道としては、本道観光を取り巻く情勢の変化を踏まえながら、新たなスキームの下で事業を実

施し、国立公園における持続可能な観光振興の実現を目指して、地域の方々と一体となって取組を進めていくため、本定例会において補正予算として計上するものであります。

次に、物流政策に関し、まず、貨物輸送における影響についてであります。JR貨物は、9月10日に、貨車の車輪を組み立てる際の数値が基準を超えていたにもかかわらず、正しい記録がなされていなかったといった不正が判明したと発表いたしました。

同社からの報告を受け、国土交通省では、翌11日から特別保安監査を実施し、安全管理体制等について確認を行い、その結果を踏まえて厳正に対処する方針であります。

道では、9月11日に、JR貨物に対して、不正に関する原因の究明や再発防止の徹底に加え、道内の農産物の輸送が繁忙期を迎える中、鉄道貨物は重要な輸送手段でありますことから、安定的な輸送の確保に向けて早急に対策を講じるよう申入れを行ったところでございます。

さらに、翌12日に北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループを開催し、JR貨物等から輸送の状況などについて説明を受け、荷主や物流関係者の方々などと情報共有を行っているところであり、引き続き、国の監査の状況を注視するとともに、貨物輸送の安定的な確保に向けて、国や関係機関などと連携の下、適切に対応してまいります。

次に、北海道新幹線札幌延伸に係る道民の皆様への情報提供についてであります。国及び鉄道・運輸機構と地元関係者により構成する北海道新幹線札幌延伸推進会議では、沿線自治体や民間企業などがまちづくりへの影響を検討するためにも、工事の進捗状況をはじめ、札幌開業に向けて、特に難航しているトンネル工事に関する状況や、国の有識者会議における検討状況などについて共有し、広く道民の皆様への、分かりやすく丁寧な情報発信に取り組むこととしたところでございます。

また、推進会議の目的を踏まえ、鉄道・運輸機構においては、会議の設置と併せて、各地域との連携強化のため、情報共有や相談に対応できる体制を整備したところでございます。

道としては、今後とも、推進会議を最大限活用しながら、国及び鉄道・運輸機構に対し、工事の状況や工程の短縮策などについてデータに基づく具体的な情報提供を求めるとともに、得られた情報については、道民の皆様に適時に分かりやすく発信し、北海道が一丸となって、開業見通しの早期明示と、一日も早い完成、開業を強く求めてまいります。

次に、黄線区の利用促進についてであります。今般策定された実行計画を着実に推進するためには、JR北海道と沿線自治体をはじめ、地域の関係者との連携の下、今後3年間にわたって利用促進などに積極的に取り組み、成果を積み上げていくことが重要と認識しています。

道としては、引き続き、北海道鉄道活性化協議会を中心に、通勤や出張時の公共交通の利用拡大や、鉄道の重要性に関する啓発など、オール北海道での利用促進の取組を展開するほか、今年度においては、実行計画に掲げられた線区特性を十分生かしながら、沿線自治体が連携し、広域的に取り組む利用促進等の実証事業に対して支援を行うとともに、こうした取組に加え、道独自の取組として、車内環境の改善を図り、鉄道利用者の増加につなげる方策の検討と実証を進めてまいります。

また、J R北海道に対する国からの監督命令に基づく令和8年度末までの黄線区における事業の抜本的改善方策の取りまとめに向けては、J R北海道と道や、沿線自治体をはじめ、地域の関係者が共通の認識に立って、これまで以上に連携を図りながら様々な取組を進めていくことが重要であり、徹底した利用促進などの取組を着実に進め、路線の維持・活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、環境・文化政策に関し、まず、P F A Sへの対応についてであります。道では、P F A Sの水道水の暫定目標値の超過が確認された安平川において、超過地点の上流域の複数箇所で行った水質検査の結果を踏まえ、調査範囲を絞り込み、調査範囲に立地する事業場への聞き取り調査を実施するなど、原因の特定に向け、調査を行っている状況であります。

また、安平川については年間を通してモニタリング調査を行う予定であり、今後、安平川の調査により原因が特定された場合には、同様の環境にあると思われる河川につきましても調査を実施することとしております。

今年度、道内の河川につきましては、国や道、市町村が主体となって26地点でP F A Sの測定を実施し、これまでは暫定目標値の超過は確認されていない状況であり、引き続き、関係機関との連携の下、測定結果について正確に情報発信するなど、道民の皆様の安全、安心の確保や不安の払拭に努めてまいります。

次に、熱中症予防に関する情報発信などについてであります。年平均気温の上昇や、今後起こり得る極端な高温予測の増加等を背景に、本年4月から改正気候変動適応法が施行されるなど、熱中症対策の推進はさらに重要性を増しております。

道では、熱中症に関する情報をSNSやホームページで発信しており、市町村が指定する、いわゆるクーリングシェルターについても情報提供しておりますが、設置場所など指定内容に係るより分かりやすい情報発信に向け、今後とも工夫を重ねてまいります。

また、クーリングシェルターを指定する市町村では、公共施設の活用はもとより、スーパーなど民間施設の活用も進んでいることから、道としては、今後とも、市町村における一層の設置促進が図られるよう、こうした取組状況や活用可能な道立施設についても情報提供するなど、道民の皆様の健康や安全、安心を確保できるよう取り組んでまいります。

次に、北海道・北東北の縄文遺跡群についてであります。道では、これまで、縄文世界遺産の保全や活用を図るため、関係市町や有識者の意見を伺いながら、必要となる拠点機能について検討を重ねてきたところでございます。

今年度は、こうした検討を踏まえ、拠点形成方針を取りまとめることとしており、全体を統括する機能を札幌圏を中心に強化していくことに加え、道央エリアや道南エリアにおいて、各地の構成資産を巡る周遊の促進や、保全や活用を担う人材の育成といった機能の発揮に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、4道県等で構成する縄文遺跡群世界遺産本部では、資産全体の価値や魅力などについて、ホームページ等の各種媒体や首都圏でのセミナーなどを通じて情報発信するとともに、全て

の資産の周遊を促す事業を検討しており、今後、道としては、北東北3県や関係市町、地域で活動されている皆様と緊密に連携しながら、縄文ファンを増やしていくことにより、多くの方々が遺跡を訪れ、地域のにぎわいの創出につながるよう取り組んでまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まず、酪農・畜産分野における自給飼料の生産拡大についてであります。国では、このたび、食料安全保障の強化などを柱とする食料・農業・農村基本法の改正を行い、我が国の食料供給地域として、本道の役割がますます大きくなる中、酪農・畜産王国・北海道がその期待に応えていくためには、北海道酪農・肉用牛生産近代化計画で定めた飼料自給率の目標達成に向けて取り組み、生産者の方々が安心して営農を続けられる環境づくりが重要であります。

このため、道では、牧草地の計画的な整備改良をはじめ、サイレージ用トウモロコシの安定生産や、TMRセンターなど営農支援システムの整備に取り組んできたところでございます。

道としては、引き続き、こうした取組に加え、スマート農業技術の活用による飼料作物の生産性向上や広域的な流通体制の構築、さらには耕畜連携の加速化など、自給飼料基盤に立脚した体質の強い酪農・畜産経営の確立を図ってまいります。

次に、米の安定供給についてであります。本年の米の国内需給は、新米が出回る前の端境期である8月に地震や台風に備えた買い込みなどから在庫量が減少し、現在、全国的に米が品薄の状況にあるものと認識しています。

こうした中、私自らが、会見の場において、道民の皆様に対し、必要な量をお買い求めいただきたいなどと働きかけを行ったほか、先日は空知管内の長沼町に赴き、稲刈りを行いながら、収穫作業で御苦労されている生産者の皆様に対し、感謝の気持ちをお伝えするとともに、SNSを通じ、間もなく北海道米をお届けできることなどを発信したところでございます。

また、道としては、農業団体と集荷業者などに対し、令和6年産米の早期出荷や、新米が滞りなく流通するよう申し入れたほか、ホームページなどにより稲の生育状況や全国の在庫量など、お米に関する適切な情報提供に努めながら、道民の皆様が安心しておいしい北海道米を食べていただけるよう取り組んでまいります。

次に、林業政策におけるナラ枯れ被害の対策についてであります。本年7月に実施した害虫の生息調査では、道南地域において昨年度の7倍である119頭の害虫を確認しており、ナラ枯れ被害の拡大を防止するためには、被害木の早期発見と害虫の適切な駆除が重要と認識しています。

このため、道では、国や市町村、試験研究機関と連携し、害虫の生息が確認された地域の周辺も含め、ヘリコプターやドローンなどを活用した被害木調査を行うとともに、事業者被害情報の提供を呼びかけてまいります。

また、被害の初期段階で害虫を速やかに駆除するため、引き続き、関係機関で構成する会議を開催し、本州での知見やノウハウを踏まえ、具体的な処理方法を示した実施マニュアルを整備するとともに、適期に薫蒸処理を行うなど、ナラ枯れ被害の拡大防止に努め、本道の貴重なミズナ

ラ資源の保全を図ってまいります。

次に、水産政策に関し、まず、ホタテガイ生産の安定化についてであります。噴火湾やオホーツク、日本海等で水揚げされているホタテガイは、主要魚種として本道の漁業生産を支えており、水産加工業など関連する産業の裾野も広く、地域経済を支える魚種となっていることから、道としては、養殖や種苗放流用の稚貝を安定的に確保し、ホタテガイを持続的に生産していくことが何よりも重要と認識しています。

このため、道では、今般のホタテ稚貝の採苗不振を受け、道総研水産試験場と連携し、現在育成している稚貝の生育状況を把握しながら、海水温をモニタリングし、漁業者の方々へ情報提供を行うとともに、採苗不振の要因の分析、さらには、来期の採苗に当たり、適切な養殖管理についての指導を行うなど、ホタテ生産の安定化に向けて取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水放出後の漁業者の方々などの状況についてであります。中国による輸入停止措置以降、特に大きな影響が懸念されたホタテガイについては、国の「水産業を守る」政策パッケージの活用による加工場や機器の整備により、道内加工体制が強化されるとともに、国内外で官民一体となった販路開拓や拡大の取組により、国内消費の増加や輸出先の多角化が進んでおり、在庫の滞留は回避されるなど影響は一定程度に抑えられているものの、今後とも、国内外における消費拡大などの取組が必要と認識しています。

また、加工・流通業への賠償について、加工形態や流通経路などの状況が事業者ごとに異なるため、請求に必要な書類が多岐にわたり、請求準備や東京電力の審査に時間を要していると承知しており、道としては、こうした状況も踏まえ、引き続き、関係団体と連携し、個別の事業者の方々に対し、融資を含む支援や賠償に関する情報提供を行うとともに、迅速かつ適切な賠償について東電を指導するよう、国に強く働きかけてまいります。

次に、人権等に係る施策に関し、まず、パートナーシップ制度についてであります。人権の尊重は、いつの時代も最大限尊重されなければならない人類共通の普遍的理念であり、その正しい理解と人権意識の普及等に取り組む必要があると認識しています。

パートナーシップ制度については、基礎的な行政事務を担う市町村において議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えており、制度の導入状況や自治体間の連携状況などを把握し、周知するとともに、導入を検討している市町村の要望に応じて、地域の方々の理解促進に向けたセミナーに性的マイノリティーの方々を講師として派遣することで、制度導入の機運醸成が進むよう支援しているところでございます。

道としては、性の多様性について、より多くの方々に理解を深めていただくことが、現時点で優先して取り組むべき政策課題と考えており、引き続き、理解促進を図るとともに、道内外の施策を把握し、庁内はもとより、市町村等と共有しながら、総合計画に位置づけている個性や人格、多様性が尊重される地域社会づくりに取り組んでまいります。

次に、アイヌ生活実態調査についてであります。このたびの調査結果では、道内に居住されるアイヌの方々の中で、法の普及、理解等が必ずしも十分ではない現状や、今もなお、いわれの

ない差別があることが明らかになったと受け止めているところであり、アイヌであることを理由とした差別は決して許されないものと認識しています。

このため、道としては、国で検討されている国民意識調査の内容等について国と調整を進めるほか、今回の実態調査の結果などを踏まえ、今後、学識者などから成る検討会議を設置の上、来年度末に期限を迎えるアイヌ政策推進方策に代わる次期方策の策定に向けた検討を進めながら、効果的な啓発事業を実施するなどし、アイヌの方々の歴史や文化への理解促進に向け、国や市町村、関係団体と連携し、アイヌ政策の推進に取り組んでまいります。

最後に、北方領土返還要求運動についてであります。元島民の皆様の高齢化が進む中、粘り強く返還要求運動を進めていくためには、特に若い世代の北方領土問題に対する関心を高め、幅広い年代の多くの方々に運動に参加していただくことが重要であります。

このため、道では、国に対し、学校教育の現場における北方領土教育の充実を要望するとともに、教育庁と連携した小中学校における北方領土学習や、若い世代を対象としたSNSなど多様なメディアを活用した情報発信、さらには、北方領土の語り部を育成するため、千島連盟と連携し、研修の実施や講演の機会の確保などに取り組んでおります。

北方領土を行政区域とする道としては、今後とも、返還に向けた世論を喚起し、国民一丸となって政府の外交交渉を後押しするため、関係団体と連携し、若い世代をはじめ、多くの方々に対する幅広い啓発活動を先頭に立って展開するなど、返還要求運動に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）交通・物流政策に関し、物流対策についてであります。物流は道民の皆様の暮らしや経済活動を支える重要な社会インフラであり、本道の物流を安定的に確保していくためには、トラックや鉄道、船舶など、いずれの輸送手段も欠くことができず、それぞれの機能の維持や連携の強化が重要と認識しております。

中でも、我が国最大の食料供給地域である本道が将来にわたって農畜産物を全国に安定的に供給していけるよう、道といたしましては、引き続き、国や農業団体と連携しながら、トラックドライバー不足などの課題に対して、トラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトを推進するとともに、産地における出荷期間の調整や輸送車両の確保、ストックポイントの設置やパレット化による輸送の効率化など、持続的な輸送体制の維持に取り組んでまいります。

また、物流の課題解決に向けましては、国や物流事業者、関係団体など、様々な関係者が連携の下、取組を進めていくことが重要であり、道では、これまで、道が設置しております北海道交通・物流連携会議の物流対策ワーキンググループにおいて具体的な方策を取りまとめ、人材の確保育成の取組はもとより、取引環境の改善に向けた荷主への働きかけや、中継輸送、共同輸送などの輸送の効率化に向けた取組のほか、道民の皆様への再配達削減に向けた啓発などに取り組んできており、引き続き、国や関係機関等と一層の連携を図りながら、本道の物流が将来にわた

って維持されるよう、安定的かつ効率的な輸送体制の確保に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）初めに、人口減少問題への対応についてであります。本道においては、女性や若年層の道外への転出超過や札幌圏への過度な集中といった課題を抱えるなど、大変厳しい状況が続いております。

また、昨年度、道が行った意識調査では、職場などの男女の地位について、7割を超える女性が男性の方が優遇されていると回答しており、こうした意識面も含め、女性が働きやすく活躍できる環境づくりなどに積極的に取り組んでいくことが重要であります。

こうした中、道では、北海道地域振興条例について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域振興施策が効果的に実施されているかなどの観点から点検を進めており、地域振興分野に幅広い知見を持つ有識者から成る地域振興条例検討懇話会におきましては、女性が地域にとどまるためには、女性がその能力を生かして働けることが重要といった御意見もいただいているところでございます。

道としては、こうした観点を含め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するよう、さらなる地域振興施策の充実に向け、検討を進めてまいります。

次に、スマート道庁の取組についてでございますが、道では、令和元年度よりスマート道庁を推進し、定型業務の自動化や行政情報の電子化のほか、情報システムの最適化、さらには、公用スマホによるテレワーク環境の整備に取り組んできたところでございます。

これまで、84の業務で自動化を行ったほか、80%以上の行政手続をオンライン化するとともに、公用スマホにつきましても、災害時など様々な場面での活用が進むなど、業務の効率化、省力化や、時間や場所に制約されない多様で柔軟な働き方が広がってまいりました。

道としては、こうした業務改善の効果を最大化していくためには、職員一人一人のさらなる意識と行動の変革が重要と考えており、不断に業務プロセスの見直しを行うとともに、効率化、省力化や、公用スマホの実践事例の周知を図るなどし、職員の理解と共感の下、スマート道庁の取組を着実に進めながら、より一層の改善に向けた検討を行ってまいります。

最後に、ヒグマ対策に関し、鳥獣保護管理法の改正についてであります。環境省では、全国的に市街地への熊類出没が相次いでいる現状を踏まえ、今年度、鳥獣保護管理法第38条に関する検討会を開催し、住宅集合地域や夜間において、熊類等による人身被害のおそれが生じている場合は、特例的に銃猟の実施を可能とするなどの対応方針を取りまとめ、現在、この方針に基づき、法改正の準備を進めていると承知しております。

道といたしましては、今後の法改正の動きを注視するとともに、地域において新たな法規定を着実に運用することができるよう、国に、マニュアル作成など市町村への技術的支援や、十分な説明を求めるほか、市町村などとともに実施している市街地出没対応訓練などを通じ、現場対応を担う人材の育成を図るなど、道民の皆様の安全確保を最優先に、迅速かつ効果的な対応が可能

となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 副知事三橋剛君。

○副知事三橋剛君（登壇）まず、経済と雇用対策に関し、ラピダス社の工場建設工事における労働環境についてでございますが、ラピダス社では、建設工事がピークを迎えるに当たりまして、元請建設業者に対して、下請企業も含めた過重労働防止に向けた適切な労働時間管理などについて改めて留意いただくよう依頼しており、また、元請建設業者から下請建設業者に対しても、その周知徹底を行ったところでございます。

道といたしましては、過重労働に関する法令遵守や工事の安全確保につきましては何よりも優先すべき事項と認識しており、今後とも、状況を注視しまして、ラピダス社はもとより、指導監督機関である北海道労働局をはじめ、関係機関とも、適宜、情報共有を図りながら必要な対応をしてまいります。

次に、林業政策に関し、低密度の植林についてでございますが、本道の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、林業労働力の不足や物価高騰によります事業費の上昇が課題となっており、伐採後の植林を計画的に進めていくためには、人力によるところが多い植林作業の省力化や低コスト化を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、面積当たりの植え付ける本数を減らすことで、作業の手間が省け、所有者の費用負担の軽減につながる低密度の植林について、市町村や森林組合等が参加する検討会議を開催し、試行的に実施するよう働きかけるなど、その普及に努めているところでございます。

こうした中、これまでの検討会議におきましては、自然災害や原木生産量の減少等に対する不安の声がございましたことから、低密度の植林の先行事例や省力化の効果などを取りまとめた冊子を活用し、現地での技術的な支援を行いますとともに、引き続き、地域の関係者の皆様と丁寧な意見交換を重ね、地域の実情に応じた効率的な森林施業を促すなど、ゼロカーボン北海道の実現にも貢献する森林の若返りを進めてまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）民主・道民連合、笹田議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、中教審の答申に関し、まず、教員の処遇改善についてであります。文部科学省においては、教員が、未来を切り開く人材の育成という、極めて複雑で困難な職務を担っていることなどを踏まえるとともに、業務の複雑性、困難性が以前より増大し、教員不足の課題等も指摘される中、優れた人材を確保する必要性が一層高まっている状況等に鑑み、教職調整額を現行の4%から大幅に引き上げ、13%とする予算案を来年度の概算要求に盛り込んだものと認識しております。

道教委といたしましては、質の高い教員を確保していくためには、教職の重要性などを踏まえた処遇の改善と併せて、学校における働き方改革の着実な推進や、教職員定数の改善などによる

学校の指導・運営体制の充実に加えまして、教職の魅力発信による教員志願者確保の取組の強化など、学校や教員を取り巻く環境の整備を一体的、総合的に推進していく必要があると考えております。

次に、少人数学級編制についてであります。少人数学級は、主体的、対話的で深い学びの実現や、教員が児童生徒一人一人に向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行う上でも効果があると認識しており、学校からも、子どもに目が行き届く、個別相談の時間が確保できたなど伺っております。

一方で、小中学校におけるさらなる少人数学級編制の拡大には大幅な定数改善が必要となりますが、現在、国では、小学校の35人学級の整備を計画的に進め、効果の検証結果を令和7年度中に取りまとめることとしておりますことから、道教委といたしましては、定数改善に向けた動向を注視しながら、国に対し、改善が行われるよう、強く要望してまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。道教委では、アクション・プランに基づき、ICTを活用した校務の効率化の推進や教頭等の業務の縮減などを重点的な取組に位置づけ、プランの目標達成に向け、働き方改革を進めてきておりますが、昨年度における時間外在校等時間の状況は、改善傾向にあるものの、小学校では36%、中学校及び高等学校では55%、特別支援学校では25%の教員が、目標としている年360時間を上回っている状況でございます。

道教委といたしましては、より実効性のある取組を進めるためには、現場の声に即した業務改善が重要であると考えておりますことから、これまで、業務負担の実情や業務改善に向けた提言などについて教職員と直接対話を重ねてきたところであり、今後、対話を通じて得られた声を踏まえた業務の精選や効率化などを着実に進め、教員一人一人が実感できる働き方改革の取組をさらに加速してまいります。

最後に、日本語指導が必要な児童生徒への教育についてであります。本道の公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は、令和5年度411人で、この10年で約3倍となっており、その母語が20言語以上と多様化する中、各学校においては、子どもたち一人一人が、適切な指導や支援の下で日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばしていくことのできる環境をつくることが重要でございます。

このため、道教委では、日本語指導に必要な教員の加配や非常勤講師の配置、日本語指導協力者の募集、派遣などに取り組んでまいりましたほか、日本語指導を担当する教員への研修や携帯型通訳デバイスの貸出しなどを行ってきたところでございます。

今後は、現在行っている教員やボランティアの方々を対象とした研修会や、有識者による相談支援のさらなる活用促進を図るとともに、国に対し、引き続き、日本語指導に必要な基礎定数化の着実な推進と、本道の地域事情を踏まえた加配措置を要望するなどして、児童生徒に対する教育の充実に図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時18分開議

○副議長稲村久男君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

笹田浩君。

○66番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事及び教育長に、指摘を交え、再質問いたします。

まず、人口減少対策について、知事から、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の観点を踏まえ、次期戦略の策定に向け、検討を進める旨の答弁がありました。

人口減少の緩和のみならず、地域社会をそれに適応させていこうとするならば、なおさら、先ほども私が強く述べた、未来を担う若者や、女性の視点に沿った対策を全道域で講じることが極めて重要であって、次期戦略の策定プロセスにおいて、大ベテランの、いわゆる有識者ばかりではなく、若者、女性による会議体を、しかも振興局ごとに設けて議論を深めるなど、具体的な意見聴取の場を道として設けるべきだと考えますが、いかがでしょうか、所見を伺います。

次に、地域振興条例について、様々な格差の解消や人権の尊重を柱に据えるべきとただしたのに対し、答弁では、地域における人権の尊重といった重要な観点には全く触れられませんでした。

6月に世界経済フォーラムが発表した2024年度版の男女格差報告書によると、日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位と下位であり、またさらに、上智大学の三浦教授らのグループが、政治、行政、教育、経済の四つの分野で分析し、公表した結果では、北海道の男女格差の指数は、政治分野のみ11位であった以外、行政も教育も経済も全て47位、すなわち国内最下位とさんざんな結果でありました。これは、言うならば、本道で暮らす女性が他の都府県と比べて活躍の機会が損なわれている、そうした環境下にあると言えますが、この現状に対する知事の問題意識は少し希薄ではないでしょうか。

本年7月にリニューアルした北海道総合計画には「北海道の力が日本そして世界を変えていく」とありますが、世界を変える前に、まず、北海道を変えなければなりません。そのため、地域振興条例における誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に関わり、男女等格差の解消、人権意識の醸成が重要な視点として位置づけられるべきだと考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、臨時交付金の国への返還事案について、知事自身を含めた責任や再発防止策について伺いましたが、引き続き全庁調査を実施しているとのことで、現時点での明確な答弁はありませんでした。

他方、事案の経過等は異なるものの、手続ミスにより国の補助金を受けられない事案が発覚した福井県では、今月4日、調査結果や再発防止策の公表と併せ、知事が一連の責任を取り、給与

を30%減額する条例を9月議会に提案するなどの対応を発表しています。

知事は、先ほど、調査結果も踏まえ、適切に対処する旨の答弁があったところではありますが、早急に事案の全容を明らかにした上で、福井県知事と同様、知事自身も何らかの形で責任を取るという考えがないのか、改めて所見を伺います。

次に、GX金融・資産運用特区について、目指す姿や地方税の税制優遇についていただきましたが、特区の効果を道民全体が享受できるのか、道が検討している税制優遇がGXの推進、産業集積にどうつながるのかといった根本的な疑問を払拭するような答弁ではありませんでした。税制優遇は、来年度からの制度導入に向けて検討を深めるとのことですが、スピード感と同時に税の公平性といった観点からの慎重な議論が必要であります。

また、再エネのポテンシャルは全道各地に所在する中、税制優遇や立地補助等の政策インセンティブを駆使することで、特区の効果が札幌をはじめとする道央圏一極集中とならないような仕組みづくりも重要です。例えば、減税の幅や立地補助金の額に地域差を設けるなどし、偏在が進まないような、さらには、地域に直接メリットがもたらされるような仕掛けも必要と考えます。

知事は、特区の効果をどのように全道に広げ、そのためにどのような税制優遇制度を目指すつもりなのか、再度、知事の具体的な所見を伺います。

次に、エグゼ社による不適切行為の関係について、知事に伺いましたが、やはり、告発までの期間がここまで長期化したことへの疑問はもとより、その結果として、告発した直後に指名停止期間が明け、いわゆるみそぎが済んで入札資格を得てしまうという奇妙な事態が生じていることに、なお違和感が拭えません。詐欺罪を立件するに当たって、一定の客観的な証拠をそろえる必要があることや、丁寧な対応を要することは否定しませんし、スピード感を持った対応との両立という難しいかじ取りが求められていることを理解しないわけではありませんが、今後、同様の案件が起きたとき、起きて困るわけですが、今回の課題や反省を生かした対応が求められます。

知事は、エグゼ社の案件について、初動から刑事告発までの一連の対応をどう評価しているのでしょうか。庁内各部局や道警との連携の在り方など、反省すべき点はなかったのか、伺います。

また、例えば、契約の相手方としない措置の期間が終了した者であっても、同じ事案で道から告発、告訴された者は契約の相手方とすべきではないと考えますが、要領の見直しなど、指名停止制度の運用を見直す考えはないのか、改めて知事の所見を伺います。

次に、最低賃金の引上げについては、地方最低賃金審議会の決定を遵守することが重要だとの答弁でありました。あまりにも第三者的な答弁であり、知事自らが先頭に立って、北海道で働く方々の賃金を引き上げようとする決意が感じられません。先ほどの質問で言ったとおり、徳島県では、知事自らが大幅引上げを要請した結果、全国で一番の引上げ額となる84円の引上げとなりました。

知事の決意と行動によってこうした成果が生まれたことを踏まえ、最低賃金を上げるために、

道知事としてどのような対策を考えているのか、改めて所見を伺います。

次に、物価高騰対策についてですが、長引く物価高騰で厳しい状況が続いていると認識している割には、この間の対策は、お米券、牛乳券の支給などにとどまり、幅広い道民への支援は不十分でありました。

今後はきめ細かく機動的に対応するとの答弁でしたが、具体的にどのように機動的に対応していくのか、再度、所見を伺います。

次に、エネルギー政策について、知事は、本道が全国随一の再エネポテンシャルを生かし、さらなる導入拡大を図るとともに、地産地消の取組を進めていく旨の答弁がありましたが、一方で、電力需要に対応する電力供給インフラの総合整備には課題が残されたままであります。

我が国最大で世界最大級、720メガワットアワーの定置型蓄電池を有する北部風力送電に空き容量はなく、水素エネルギーの置き換えや海底直流送電を含む送電網などの系統増強にも多額の費用と年月を要することが判明しています。これらの状況下では、大規模なデータセンターなどを誘致する期間、増大する再エネ余剰電力の解消にはつながらず、電力の地産地消の取組も進みません。

知事が求める全道域でのGX産業の集積促進と同時に、再エネ導入促進と電力の地産地消の両立も求められる中、今後、道としてどのような具体の取組を推進していくのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、放射性廃棄物最終処分場選定については、道内で、後志管内の市町村をはじめ、60を超える自治体で、特定放射性廃棄物を受け入れないとする旨の条例制定や意見書採択などが行われているとの答弁がありました。知事は、こうしたそれぞれの議会の議決の重みをしっかりと受け止め、道民の理解をしっかりと得ながら、道条例の趣旨に沿った反対姿勢を貫いていただきますよう、この点は指摘にとどめます。

次に、観光振興を目的とした新税の導入について、目的や制度をおおむね理解している道民、事業者もいらっしゃるでしょうが、先ほどもただしたように、制度の詳細に至るまで、いまだ疑問や課題意識を持つ方々もまた多くおられると承知しています。そして、実際のところは、現在、どれだけの道民が新税のことを十分に理解し、どれだけの道民が導入を納得しているのか、詳しくは分からない状況ではないでしょうか。

知事は、道の取組のほか、自身としても新税の必要性や考え方の周知などに努めてきたとか、地域訪問の際の意見交換などを行ってきたなどとして、今後も丁寧に説明を行う旨、述べていますけれども、条例の骨子案提示までなされた今のタイミングで、一度、この新税について、道民意識を確認しておくべきではないでしょうか。その上で今後の議論を進めていくよう求めますが、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、国立公園インバウンド誘客促進調査事業費に関し、この定例会に補正予算として新たに提案する理由や事業の必要性をただしましたが、知事から納得いく説明はありませんでした。

また、日高山脈襟裳十勝国立公園の指定を契機に、他の六つの国立公園についても一体的な魅

力発信を行うとの説明もありましたが、本年度、阿寒や大雪山は指定から90周年、知床は指定から60周年、利尻礼文サロベツは50周年を迎えるなど、六つのうち、四つの国立公園で記念のタイミングが重なる、北海道にとってゴールデンアニバーサリーイヤーであったのですから、年度途中のこのタイミングで対応するのではなく、当初予算で関連した事業や対応を用意しておくべきであって、しかるべきだと考えます。

改めて、本事業はなぜ当初予算ではなく補正予算での対応となったのか、さらに、事業そのものの必要性をどう考えているのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、物流の2024年問題について、国が示したトラック輸送における多重下請構造について、実態把握調査に係る調査結果では、実運送事業者の適正な運賃、料金の収受を妨げていると考えられるなど、問題が指摘されています。

答弁では、持続的な輸送体制の維持に取り組むとのことでありましたが、多重下請構造による問題の解決についても積極的に取り組むことを求め、指摘いたします。

次に、北海道新幹線の延伸延期については、特に沿線地域にとって重大な課題であります。逐一の情報提供はもちろんのこと、早期延伸を求める知事の政治家としての強い発信が必要であります。道民はそのような知事の積極的な行動を待っていると申し上げ、指摘いたします。

次に、J R北海道黄色線区の対応について、先ほど知事の所見について伺いましたが、黄色線区の沿線地域においては、なお、J Rが廃線ありきで事を進めようとしていることへの不安と疑念が渦巻いています。

知事が、黄色線区は何かあっても維持するという強い意志を示し、リーダーシップを発揮して、持続的な鉄道網の維持、確立に真摯に取り組んでいただくことを強く求め、指摘いたします。

次に、パートナーシップ制度について、総合計画に位置づけている多様性が尊重される地域社会づくりに取り組むとの答弁でしたが、地域社会に大きな影響がある方々の中には、L G B T Qへの無理解や、多様性の否定をする方もいると承知しています。そのような状況では、当事者の心理的安全性が確保されません。

理解を深めていただくことが優先と言うのであれば、まず、こうした方々への理解を深めること、具体的には、研修の実施や、地域のコミュニティーとなる施設に啓発ポスターを貼るなどの対策が必要と考えますが、いかがでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、アイヌ政策について、アイヌ施策推進法において、差別禁止と掲げられているものの、SNS等の様々な状況を見るに、実質、野放し状態となっており、差別的表現をする方、いわゆるヘイターに対してどう向き合うかが問われています。差別禁止の実効性を伴う施策を国に求めるべきと考えますが、所見を伺います。

また、東京都では、特定の民族の人々への差別的言動について、そうした方々の公の施設の利用制限に関する基準を設けていますが、道でも同様なことは検討可能ではないでしょうか、所見を伺います。

次に、北方領土返還要求運動について、元島民の皆さんは、もう一度、故郷で生活したいという切実な願いがいまだかなえられず、平均年齢が88歳を超える中、終わりの見えない返還運動と領土問題の風化に強い焦りを感じています。

知事は、返還問題が進展することを願う元島民の皆さんとともに歩む姿勢を強く示し、危機感を持って、国民一人一人の問題であると訴えかける取組の先頭に立つことが必要だと強く指摘しておきます。

次に、質の高い教員の確保に向けた中教審答申を受け、教育長の考えをたしましたが、依然として、義務校では半数が年間360時間以上の在校等時間となっている実態であり、取組が遅れていると言わざるを得ません。

既に、道教委が実態調査を始めてから6年が経過しています。この間の取組は何だったのか。長時間労働は改善傾向にあるとのことですが、改善のスピードは遅過ぎます。例えば、学校で高校生のインターンをと、新たな仕事はすぐに増やすのに対し、仕事の削減スピードは遅滞しています。

山形県では、新採用者に1年間担任を持たせず、副担任として授業を行いながら、学級経営や授業づくりを学べるよう取り組み、新採用者の休職ゼロを目指すことで欠員による負担増を削減する取組を始めました。

また、山梨県教委では、昨年度から始めた文書半減プロジェクトと題し、学校へ送る文書の量を半数程度に抑え、教頭が文書処理に割く時間を1週間当たり3時間も削減できたとしています。

こうした先進事例を積極的に取り入れつつ、道でも大胆な業務削減を行う覚悟が必要であります。再度、教育長の所見を伺います。

最後に、日本語指導が必要な児童生徒への対応について伺いましたが、昨年度は411名と、この10年で3倍となっているとのことあります。このことについて、道教委は、教員加配や非常勤講師の配置に取り組んでいるとのことですが、希望した学校の半数にしか配置されていない現状があります。

そもそも、日本語指導が必要な児童生徒への対応については、教職員定数法が改正され、2026年度までに各都道府県において基礎定数化することが求められています。18人につき1人という配置基準は、現状を踏まえれば改善が必要ですし、そもそも本道は加配措置とされ、基礎定数化されてもいません。

今後も、日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが容易に予想されます。教員やボランティアの配置増など、早急な対応が必要であることを指摘いたします。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）笹田議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、人口減少問題への対応についてであります。道では、

これまで、首都圏へ転出した若い世代へのアンケート調査や、高校生や大学生によるグループディスカッション等を実施するとともに、振興局を通じて、地域おこし協力隊などの若者や女性経営者など様々な立場の方々から御意見を伺い、その結果を基に、男女別の意識の違いや個別の意見を把握、分析するなど、現行の創生総合戦略の検証を行ってきたところでございます。

道としては、次期戦略の検討に当たり、こうした検証結果等を踏まえるとともに、振興局を中心として、様々な機会を通じ、若者や女性を含め、地域の方々の御意見をきめ細かく伺うなど、多様な意見の把握に努めてまいります。

次に、地域振興施策の推進についてであります。本道においては、女性の道外への転出超過が続いており、道内への定着を図るためには、男女平等参画の推進や、女性が働きやすく活躍できる環境づくりなどに積極的に取り組んでいくことが重要です。

また、人権の尊重については、最大限尊重されなければならない普遍的理念であり、地域振興施策の推進に当たっても、念頭に置いて取り組んでいく必要があるものと認識しています。

このため、女性有識者にも参画いただいている地域振興条例の検討懇話会において、こうした観点を含め、御意見を伺うなど、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資するよう、引き続き、地域振興施策の充実に向け、検討を深めてまいります。

次に、臨時交付金の返還事案についてであります。私といたしましては、まずは、原因を含め、全容を把握することが重要であると考えております。

現在、臨時交付金に加え、約5万件に上る他の補助金等を対象に、同種の事案がないか、全庁で調査を実施しているところであります。その結果も踏まえ、適切に対処してまいります。

次に、GX金融・資産運用特区についてであります。道としては、全道域でのGX産業の集積を進めるため、これまでも立地補助金においては過疎地域などへの立地に対する助成の上乗せを行っているほか、今回検討中の道税の優遇措置についても十分効果的な制度となるよう、過疎法などに基づく既存の税制優遇制度の活用はもとより、国の様々な支援が得られる地域未来投資促進法の制度の活用が必要となる、全道域を対象とした基本計画の策定を目指し、市町村の御意向を十分に尊重しながら検討を進め、特区の効果を全道に波及させてまいります。

次に、不適切な事務処理等への対応に関し、まず、エグゼ社の過請求事案への対応についてであります。道では、昨年8月に電通北海道から報告を受けた後、速やかにその内容の精査や電通北海道及び再委託先のエグゼ社に対する実態調査を行うとともに、9月には、庁内関係部局で構成する競争入札参加者審査委員会の審議を経て、当該2社に対し、一定期間、契約の相手方としない措置等を講じたほか、10月には委託業務における適正な執行の確保に向けた要綱の見直しを行ったところです。

また、本過請求事案は4事業7契約にわたっていることなどから、客観的に立証できる被害金額の特定に時間を要したものの、関係部において顧問弁護士や道警察との必要な協議を進め、先月29日、告発状を提出し、受理されたところであり、この間、道としては、本件への対応に最善を尽くしてきたものと考えております。

また、契約の相手方としない措置の終了後の対応についてであります。指名停止措置の制度は、不適格な事業者を契約手続から排除するとともに、不正または不誠実な行為を抑制することを目的としており、道では、国の基準や運用の考え方に準拠し、事務処理要領等を定め、事務を進めているところであります。

こうした中、平成13年の国からの通知において、一事不再理、すなわち二重処罰の禁止の考え方に反するものとして、指名停止の措置を講じた後に同一事案で逮捕や起訴がされた際に、新たな悪質性が認定されていないにもかかわらず、再度の措置を講じている例が見受けられる旨の指摘がなされています。

道としては、今後とも、現行の指名停止措置の要領を適切に運用するとともに、法で定める一事不再理の原則を尊重しながら、公金により賄われている道の契約が公平で安定的に進められるよう努めてまいります。

次に、最低賃金の引上げについてであります。道内企業の持続的な賃上げを実現するためには、適切な価格転嫁と生産性の向上を促進する必要があり、道としては、こうした認識の下、関係機関と連携しながら、下請取引の適正化をはじめ、働き方改革、経営体質の強化、人材の確保育成など、各般の施策を総合的に推進し、政労使一体となって道内全体で賃上げしやすい環境の整備に取り組んでまいります。

次に、物価高への対応についてであります。道では、これまで、国に対し、物価高への影響緩和策について要望を行うとともに、国が実施する対策に加え、道独自の支援策を累次にわたりスピード感を持って講じてきたところでございます。

道としては、引き続き、既存の国や道などの施策の利用促進に努めるとともに、変化する経済情勢はもとより、道民の皆様や事業者の方々の取り巻く状況を十分に把握し、今後の国の政策動向などを踏まえ、直面する課題に対し、時期を逸することなく対応してまいります。

次に、エネルギー政策に関し、再生可能エネルギーの導入と地産地消についてであります。道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向けては、再エネの導入拡大に加えて、地産地消の促進を進めていくことが重要と考え、市町村などによる地域資源を生かした取組を支援するとともに、再エネを活用したデータセンターや、水素など脱炭素燃料の製造拠点などの誘致に取り組むほか、道内の電力系統の増強など、関連するインフラ整備等の支援について、国に対し、要望を行い、全道域でのGX産業の集積を図ってまいります。

次に、観光政策に関し、まず、観光振興を目的とした新税についてであります。新税の導入に向けては、道民の皆様や、市町村、事業者など関係の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、検討を進めていくことが重要と考えています。

このため、道では、ホームページをはじめとする様々な広報媒体により意見を募集してきたほか、パブリックコメントや宿泊者アンケートなど、幅広い手法で道民の皆様や事業者の方々への周知と御意向の把握に努めてきたところであります。

道としては、こうした御意見を受け止めながら、新税の制度や使途の詳細について検討を深

め、より多くの皆様に御理解と納得をいただけるよう、様々な機会を捉え、丁寧に説明を行ってまいります。

次に、国立公園インバウンド誘客促進調査事業費についてであります。道としては、日高山脈襟裳十勝国立公園が本年6月に新たに指定を受けたことを契機として、日高・十勝地域の関係者の方々の声に丁寧に耳を傾けながら、環境保全と地域経済活性化につながる新たな観光振興に関する取組と他の6地域と併せたプロモーションが必要と考えたところです。

また、7月に政府が公表した民間活力を活用した国立公園等の魅力向上に取り組む方針に対しても、それぞれの地域で関係者の方々の御意向を把握していくこととし、こうした取組について、情勢の変化を踏まえながら、新たなスキームの下で事業を実施するため、本定例会において補正予算として計上するものであります。

次に、人権等施策に関し、まず、パートナーシップ制度についてであります。道としては、性の多様性について、より多くの方々に理解を深めていただくことが、現時点で道が優先して取り組むべき課題と考えています。

このため、道では、制度の導入を検討している市町村の要望に応じて、地域の方々の理解促進に向けたセミナーを実施するとともに、性の多様性の理解に向けた啓発ポスターを市町村などに配付するなど、引き続き、市町村等と連携しながら、性的マイノリティーの方々への適切な配慮の輪が広がるよう取り組んでまいります。

最後に、アイヌ政策についてであります。差別の解消に向け、より多くの方々にアイヌ民族に対する正しい理解を深めていただくことが重要です。

このため、先般のアイヌ政策推進会議において、私から、国に対し、アイヌ施策推進法施行5年経過後の検討の中で、アイヌの方々に対する差別の問題について有効な対策を講じていくことが必要と申し上げたところでございます。

また、道においては、公序良俗に反する場合や、施設の管理運営上支障があると認められる場合などにおいて、施設の利用制限を行っています。今後とも、個々の申請ごとに適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）笹田議員の再質問にお答えいたします。

学校における働き方改革についてであります。道教委では、アクション・プランに基づき、学校における働き方改革を進めてきており、時間外在校等時間には一定の改善が見られるものの、依然として、長時間勤務の教員が多い状況が続いております。

道教委といたしましては、今後、前例や慣習にとらわれない業務の精選など、学校現場の実情に即した業務の見直しを徹底いたしますとともに、教員加配の活用やメンタルヘルス対策の強化などにより、新採用教員への支援の充実を図るなど、他都府県における効果的な取組も参考にしながら、実効性の高い取組を進め、学校における働き方改革を加速してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 笹田浩君。

○66番笹田浩君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、再々質問をいたします。

まず、人口減少対策についてです。

再質問に対し、知事は、現行の北海道創生総合戦略の検証を踏まえ、次期戦略の検討に当たっていくことと、振興局を中心とした様々な機会を通じて、若者や女性、地域などの多様な意見把握を行う旨を答弁しました。人口減少という極めて深刻な課題について、本道も、そして国もこれまで様々な手法で取り組んできましたが、成果が出ているどころか、各種調査でも状況は年々悪化し、どうすれば状況を反転できるのか、いまだ手探りなのが実態かと考えます。

そこで、答弁であった現行戦略の検証から、人口減少を食い止めるための何か具体的な成果を見込めるような目玉的な施策があるのか、伺います。

また、人口減少が、本道の持続性に対し、避けて通ることができない深刻な課題であるからこそ、これからの時代を担う若い皆さんに議論していただいて、そして、そうした皆さんが、自分たちも何とかしていかなければいけない、故郷が、ふるさとは大変なら、なるべくなら地元に残ろうかと心に刻んでいただくことに意義があると考えます。

知事は、各地域で具体的な議論の場を用意し、より多くの女性、若者に参加をいただいて進めるよう指摘しておきます。

次に、地域振興条例に関して、普遍的理念として人権の尊重をしっかりと念頭に置くということで、そこはしっかりと行っていただきたいと思います。

一方で、女性が活躍できる環境づくりとしての男女格差の解消で、地域振興条例との関連については、女性有識者にも参画していただいている検討懇話会で意見を伺うとしていますが、検討懇話会の構成員7人のうち、女性は民間の2人のみで、会議に参加した道職員も加えると18人中2人です。男女格差の専門家でもない民間の女性とその懇話会に2人いたとして、地域の女性に対する不合理な現状などについて、どれだけ議論を深められるのでしょうか。

その点、何か工夫というか、改善が必要だと考えますが、しっかりと地域における男女格差の解消に資する議論を深めていただくための仕掛けについて、知事の所見を伺います。

次に、コロナ臨時交付金の国への返還事案について、知事は、まずは全容把握を重視すると答弁されました。まずはということではありますが、既に事案の発覚から相当の時間を要しているわけですから、とにかく速やかに全容を公表するとともに、その結果の重大性に応じて、知事自身がしっかりとその責任を取るべきであることを強く指摘しておきます。

次に、GX金融・資産運用特区について、特区の効果を全道に広げるためにどのように税制優遇を目指すのかとただしました。過疎地域への立地助成の上乗せのほか、過疎法による税制優遇あるいは国の支援制度など、既存制度の活用によって全道波及を図るとのことでした。しかし、ただでさえ道央圏への一極集中が大きく懸念される中、偏在是正の観点がなお乏しく、道内の実

態を踏まえて十分な制度の検討がなされているのか、疑問を抱かざるを得ません。

今後、GX産業推進による立地の偏在がさらに進まないよう、道内の現状に合った仕組みづくりが必要と考えますが、再度、知事の所見を伺います。

次に、最低賃金の引上げについて、知事の対応を求めましたが、明確な答弁はありませんでした。道内における多くの労働者が最低賃金近傍の賃金しか得られていない中で、実質賃金を上げるには最低賃金の大幅な引上げが必要です。

今後、徳島県のように、知事自らが最低賃金の引上げについて国などの関係機関に働きかけをするよう改めて求めますが、所見を伺います。

次に、電力政策について、知事からは、総花的な取組をお答えいただいたのみで、具体的な答弁はありませんでした。国へのインフラ整備の要望を行うことは大いにやっていただいて結構ですが、海底送電網をはじめとする設備の整備には相当の時間がかかる中、まずは、北海道の再エネポテンシャルを道内で十分に利活用する地産地消の取組の推進が何よりも重要です。

知事は、どのようにエネルギーの地産地消を進めていくつもりなのか、再度、所見を伺います。

次に、観光振興を目的とした新税について、我が会派は、これまで、新税に対する道民意識、理解度の確認の必要性をただしてきましたが、知事は、幅広い手法で周知や意向把握、様々な機会を捉え、丁寧に説明などと繰り返すばかりです。

しかし、これまで、道の取組は関係者や積極的に意見を述べる一部の方々の御意見を伺ったのみであり、この問題に対し、理解の及んでいない方々を含めると、まだなお多くの道民の声を拾い上げる必要があるのではないのでしょうか。

そうした幅広い道民の意見を集約するため、例えば、道民意識調査で新税に対する意見を確認することも検討すべきではないかと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、本定例会に提案された補正予算に計上されている国立公園インバウンド誘客促進調査事業費について、知事に伺いましたが、明確な答弁はありませんでした。これでは、北海道観光機構からの予算増額要望に応えるためだけに取ってつけた事業なのではないかとの疑念は依然として拭えません。

既存の取組では足りず、新たな事業の実施が必要となる理由、既存の機構の事業と何がどのように違うのか、再度、知事に明確な所見を伺います。

次に、パートナーシップ制度について、理解を深めていただくことが課題との答弁でありました。パートナーシップ制度導入を検討していない市町村へも理解が深まるよう、積極的に働きかけるとともに、地域の事業者の方や町内会長など地域社会に影響力のある方の協力を得ながら、セミナーの実施、公民館や町内会館など地域のコミュニティー施設へのポスターの掲示、回覧版などを使った周知など、地域社会の隅々まで理解が広がるよう取り組むことを求め、指摘いたします。

次に、アイヌ政策について、国に対し、有効な対策を施していくことが必要と申し上げたとの

答弁でしたが、いまだに差別的な表現をする方、いわゆるヘイターへの実効性のある対策がないことがSNS等での差別の増加につながっているのではないのでしょうか。

知事として、ヘイターにどのように対策をしていくのか、伺います。

対策の一つとして、再質問で道立施設の利用制限を提案いたしました。公序良俗に反する場合の利用制限、法令や判例等に照らしとの答弁でありましたが、それだけでは制限の網を擦り抜け、道立施設において差別的な活動を許してしまうおそれがあります。

差別は許されるものではないと認識しているのであれば、東京都のように新たな制限を設けることも含め、断固たる態度を示すべきだと考えます。知事の考えを伺います。

最後に、中教審の答申について、学校現場での業務削減への取組について教育長にただしましたが、学校現場の実情に合った業務の見直しを徹底するといった答弁でありました。しかし、学校現場では、多様な業務負担が生じるなど、まだまだ長時間勤務が解消されていない実態があり、業務改善のスピードが遅いのが現状であります。

質の高い教員の確保には、長時間勤務の解消が待ったなしの課題だと認識があるのであれば、学校現場任せではなく、山梨県のように、教育長が具体的な目標を掲げ、業務を大幅に削減すると宣言するなど、抜本的な取組が必要ではないでしょうか。再度、教育長の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長稲村久男君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）笹田議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、人口減少問題への対応についてであります。道といたしましては、現行戦略の検証結果を踏まえ、次期創生総合戦略の策定に向けて、結婚や出産、子育ての希望をかなえるための環境整備や、多様な人材を引きつける地域づくり、食や観光、再生可能エネルギーなどの本道の潜在力を生かした産業、雇用の創出など、北海道創生協議会などの御意見も伺いながら、自然減・社会減対策の両面から実効性ある施策の検討を進めてまいります。

次に、地域振興施策の推進についてであります。転出超過が続く女性の道内定着を図るためには、様々な場面における男女平等参画の推進や、女性が活躍できる環境づくりが重要です。

引き続き、地域振興条例の検討懇話会において、こうした観点を含め、御意見を伺うとともに、市町村や地域の関係者による会議など様々な機会を通じて、若者や女性を含めた地域の方々の御意見をきめ細かく伺いながら、地域振興施策の充実、推進に向けて検討を進めてまいります。

次に、GX産業の振興についてであります。道といたしましては、道内全域を対象とする今回の特区を強力な推進力として最大限活用するとともに、現在検討中の道税の税制優遇についても効果的な制度となるよう、関連産業の道内各地への立地を十分意識し、過疎法をはじめ、既存の税制優遇制度の活用はもとより、道内全体を対象とする地域未来投資促進法の制度の活用を目指し、検討を行うなど、GX産業の集積促進に取り組み、特区の効果を全道に波及させてまいり

ます。

次に、最低賃金の引上げについてであります。地域別の最低賃金は、地方最低賃金審議会が、地域の経済・雇用情勢との整合性はもとより、道内の中小・小規模企業への影響などを総合的に勘案し、決定されるものと承知しています。

道としては、賃上げしやすい環境整備に向け、国や経済団体、労働団体等と連携協力し、各般の施策に総合的に取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの地産地消などについてであります。道としては、再エネの地産地消を促進するため、地域資源を生かした市町村などによる取組を支援するとともに、再エネを活用したデータセンターや水素製造拠点などの誘致にも取り組むほか、道内も含めた系統増強など、再エネ活用拡大に必要なインフラ整備等の支援について、国に対し要望を行うなど、必要な対応を図り、ゼロカーボン北海道の実現につなげてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。新税の導入に向けては、道民の皆様や、市町村、事業者など関係の皆様の御意見を丁寧にお伺いしながら、検討を進めていくことが重要であると考えています。

引き続き、様々な手法で道民や事業者の皆様の御意向の把握に努め、新税に関し、より多くの皆様に御理解と納得をいただけるよう、徴収事務の在り方など制度や用途の詳細についても検討を深めてまいります。

次に、国立公園インバウンド誘客促進調査事業費についてであります。本事業は、日高山脈襟裳十勝国立公園が本年6月に新たに指定を受けたことを契機として、道内国立公園において環境保全と地域経済活性化につなげる新たな観光振興施策として取り組むものであります。

道としては、本道観光を取り巻く情勢の変化を踏まえ、既存の機構実施事業にはない新たなスキームの下で事業を実施するため、本定例会において補正予算として計上するものであります。

最後に、アイヌ政策についてであります。道といたしましては、差別の解消に向け、より多くの方々に正しい理解を深めていただくことが重要と考えており、教育の充実やフォーラムの実施など様々な取組を通じ、アイヌの歴史、文化や差別の現状について、一層、理解促進を図られるよう、国や関係機関との連携の下、幅広い啓発活動に取り組んでまいります。

また、道においては、道立施設の利用承認について、設置条例において、公序良俗に反する場合や施設の管理運営上支障があると認められる場合などにおいて施設の利用制限を行っております。今後とも、個々の申請ごとに適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 教育長。

○教育長中島俊明君（登壇）笹田議員の再々質問にお答えいたします。

学校における働き方改革についてであります。アクション・プランでは、道教委が発出する各種調査業務の見直しや簡易申請システムの活用など数値目標を掲げて取り組んでいるところであり、他都府県における効果的な取組も参考にしながら、学校における働き方改革を着実に進め

てまいります。

以上でございます。

○副議長稲村久男君 笹田浩君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月17日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時14分散会